

厚岸町議会 平成26年度各会計補正予算審査特別委員会会議録

平成26年 9 月12日

午前10時39分開会

- 臨時委員（中川委員） ただいまから、平成26年度各会計補正予算審査特別委員会を開会いたします。

本日は、委員会条例第9条第2項の規定により、年長の私が、委員長が互選されるまで委員長の職務を行います。

これより、本委員会の委員長の互選についてお諮りいたします。

6番、堀委員。

- 堀委員 年長委員指名にて決していただきたいと思います。

- 臨時委員長（中川委員） ただいま、年長委員指名の声がありますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 臨時委員長（中川委員） 異議なしと認めます。

それでは、私から委員長には谷口委員を指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 委員長（中川委員） 異議なしと認めます。

よって、委員長には谷口委員が互選されました。

- 委員長（谷口委員） 委員会を休憩いたします。

午前10時39分休憩

午前10時40分再開

- 委員長（谷口委員） 再開いたします。

委員会を進めてまいります。

これより副委員長の互選についてお諮りいたします。

6番、堀委員。

●堀委員 委員長において指名して決していただきたいと思います。

●委員長（谷口委員） ただいま、委員長指名の声がありますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●委員長（谷口委員） 異議なしと認めます。

それでは、委員長において、副委員長には室崎委員を指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

●委員長（谷口委員） 異議なしと認めます。

よって、副委員長には室崎委員が互選されました。

それでは、早速審査を進めてまいります。

議案第58号 平成26年度厚岸町一般会計補正予算を議題とし、審査を進めてまいります。

第1条の歳入歳出の予算の補正。

7 ページ、事項別明細書をお開き願います。

9 ページの歳入から進めます。

進め方は、款、項、目により進めてまいります。

13款分担金及び負担金、2 項負担金、1 目民生費負担金。

2 目衛生費負担金。

14款使用料及び手数料、1 項使用料、5 目商工使用料。

6 目土木使用料。

15款国庫支出金、2 項国庫補助金、1 目総務費国庫補助金。

4 目農林水産業費国庫補助金。

6 目土木費国庫補助金。

7 目消防費国庫補助金。

ございませんか。

（な し）

●委員長（谷口委員） 16款道支出金、2 項道補助金、4 目農林水産業費道補助金。

5 目商工費道補助金。

3 項委託金、1 目総務費委託金。

4 目農林水産業費委託金。

(な し)

- 委員長（谷口委員） 18款寄附金、1項寄附金、1目一般寄附金。
4目衛生費寄附金。

(な し)

- 委員長（谷口委員） 20款繰越金、1項繰越金、1目繰越金。
ございませんか。

(な し)

- 委員長（谷口委員） 21款諸収入、6項雑入、2目過年度収入。
3目雑入。
6番、堀委員。

- 堀委員 ここで、いきいきふるさと推進事業助成金100万円の減ということで、先ほどの説明の中では、地域キャラクターの募集事業が不採択になったということでの説明があったんですけども、関連する歳出のほうの減額というのがないんですけども、今、現在やっている事業自体がどうなるのかということ、まず教えていただきたいと思います。

- 委員長（谷口委員） まちづくり推進課長。

- まちづくり推進課長（湊谷課長） お答えさせていただきます。

このご当地キャラクター製作事業につきましては、当初予算において予算措置をしていただきまして、208万6,000円ということで、内容としてはご当地キャラクターを決定するに至るいろいろな手続にかかる経費、それと着ぐるみ、それとご当地キャラクターをデザイン化した半纏も作成するという予算措置をしていただいております。全体で208万6,000円でございますが、その2分の1に当たる100万円を北海道市町村振興協会で行ういきいきふるさと推進事業助成金ということで、当初予算の中で見込ませていただき、北海道市町村振興協会のほうに申請をしていたところでございます。

しかし、補助制度と要綱と照らし合わせると、着ぐるみと半纏については、取り扱い上備品に認められるという判断が北海道市町村振興協会の委員会の中で、そのような判断を下されたということでございます。

このいきいきふるさと推進の助成は、市町村が行う場合には、最低助成額として50万円というふうになっております。最高は100万円でございますけれども、最低の事業費になると100万円対象経費がなければ採択を受けないということでございますが、着ぐるみと半纏が備品ということで、助成対象経費から除かれたことによって最低限の50万円を確保できる見通しが立たなくなったということで、不採択になったというものでござい

ます。

ただ、この事業につきましては、必要性はもともとこの財源の有無にかかわらず厚岸町としては、決定をしていきたいという方針でございますので、その助成金の採択のみにかかわらず、現在もその作業を進めているところでございます。

●委員長（谷口委員） 6番、堀委員。

●堀委員 そうすると歳出のほうの備品となるマスコットキャラクター製作費と、あと半纏の製作費については減額することなく、当初予算どおり行うということで理解しているのかなと思うんですけれども、ただ、やはりそれはそうは言いましても、見込みの甘さというのが指摘されるんじゃないでしょうか。当然このご当地キャラクターの募集事業をやりますよということで、当初予算のときに説明があって、そのときにはこの財源というものも当然説明をしているといった中では、それが実際にもう事業として走ってしまってから不採択になってといった中で、財源として一般財源を繰り入れなければならないというのでは、ちょっと余りにも問題があるんじゃないのかなというふうに私だと思えますよね。この点についてはどうだったんですか、もっと年度当初に新年度予算を上げる段階において、やはりそこら辺の情報というものを取ることはできなかったんでしょうか、どうなんでしょうか。

●委員長（谷口委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） ご質問者が言われるとおりだと思います。それで、新年度当初予算においても、いろいろな調整をする中において、担当者レベルにおいては北海道市町村振興協会の担当職員と事前に協議をさせていただいておりました。ただ、担当の職員な者ですから、うまく説明をすれば対象にさせていただける可能性が高いねと、ということで、その作業を進めていたところでございますけれども、実際振興協会のほうで、この採択に当たっては事業審査会という組織の中で、全道から挙げられた申請事項を採択の可否を審査するわけでございますが、その審査員の中においてやはり着ぐるみと半纏については必要性というか、要望の内容は十分理解しても、やはり性質上備品ととらえざるを得ないということになったわけでございます。その結果、今回不採択という通知を受けたところでございます。そういった予算を組む段階において、やはり今、指摘されたような甘さはあったことは否めない事実だと思っておりますので、今後財源内訳で出すときにはある程度固まった段階で、歳入についても見込まなければいけないというふう思っておりますし、協議をする中においても、そういった精査をもっと深めた中で財源の検討をしていかなければならないというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

●委員長（谷口委員） よろしいですか。

他にございませんか。

(な し)

- 委員長（谷口委員） なければ、進めてまいります。

22款、1項町債、6目土木債。

10目臨時財政対策債。

ございませんか。

(な し)

- 委員長（谷口委員） 以上で、歳入を終わります。

次に、歳出に入ります。

13ページからとなります。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費。

12番、室崎委員。

- 室崎委員 ここでお聞きするんですが、かつてこの庁舎のタイルが、玄関の上のところをはがれて落ちて、危なくたままたそこに人がいなかったからよかったんだけど、運が悪ければ来庁者がけがをするというような、あわやということがありまして、もう十数年前だと思いますね。それで、そのときにタイルがそんな簡単に劣化するのかなというような議会では質問が相次いだ記憶があります。ところが、タイルは非常にもつと耐えられそうですが、タイルを壁に接着する接着剤というのはそんなにもたないんですね。だからタイルそのものが劣化しなくても落ちることはあるということで、その後たしか検査というのか調査をしています。打診検査とかといって小さなハンマーでコンコンとたたくと、浮いているのがわかるんですね。その後定期的にそのような検査は行われているのかどうか確認をしておきたい。

それから、1階のところがホールになっていますよね、その2階から俯瞰するようになってますが、そのところが当時は強化ガラスなんか使っていたら、これが劣化して、強化ガラスというのは傷が入って劣化すると突然はじけるんですね。そんなことで落ちて、これは人が下を歩いていて、その1メートルぐらい脇に落ちたというふうなことがありまして、その点あそこがきちんと直したのではないかと思うんですけども、現在はそういう恐れは全くないのか。庁舎に関してそういう事故になりかけたニアミスというのですか、そういうものは私、二つしか記憶していないんですが、そのほかにも恐らく場合によってはこういうことが起きかねないということがあるかと思うんです。それで、そういうものについては全部項目を挙げて点検しているのではないかと思うので、そのあたりを総合的に説明をしていただきたい。

- 委員長（谷口委員） 総務課長。

- 総務課長（會田課長） 庁舎管理につきましては、総務課の所管になっております。いろいろなそういうところの庁舎全体の管理については定期的に行っております。また、

壁から落ちたタイルの部分についても、これは業者への委託ではありませんけれども、随時周り、またはそのタイルをはたいての劣化しそうな部分については、これは直営の中で張りかえたり管理をしているところであります。

それで、2階の強化ガラスの部分ですけれども、これは張り替えて、今、危険性は全くない状態になっております。そのほかでは、これは人への危険性という部分ではありませんけれども、庁舎のところのステンレスが錆びて、非常に見映えが悪いという監査委員からの指摘の中で、これも錆を落とすなりの修繕を行っているところであります。

●委員長（谷口委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 タイルを随時打診検査しているというふうな話をしたんですが、あれたしか、タイルが落ちた後は足場を組んでやっていましたよ。これだけの高いものを直営でということは職員がということですか、足場も組まないでどうやってやるんですか。それから、どういうやり方でやっているんですか。それから、随時と言うんだけれども、こういうものを少なくともタイルの打診検査なんていうのは、何年に1回全体をやるというふうなことをしなければ、分かんないんじゃないでしょうか。目視で、あれ浮いているなというのを見るようなものではないですよ、その点どういう検査をしているのか。

●委員長（谷口委員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） 業者委託ではありませんけれども、これははしごでできる範囲の中で、職員がそのはしごに上って、はがれそうなタイルをはがして、新しいものを付けるというふうな作業を行っているという状況です。前に行ったような全体的な業者委託の中での確認というものは、その後行っていない状況であります。

●委員長（谷口委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 あの、どんなやり方でもいいんですけれども、直営だろうと委託だろうと、一遍に全部やらなくてもいいんだけれども、そのはしごをかけて上がって見て分かるということでもって、全部のタイルについて、少なくともどれかの1枚を取ると5年に一遍ぐらいずつはそうやって、間違いなく見ているとかという状態なんですね。その点確認しておきます。

●委員長（谷口委員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） えーと、毎年の中で見て、タイルの張りかえを行っているという状況です。

●委員長（谷口委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 あ、先ほどからね、はしごをかけてはがれそうなタイルは取りかえていまずと言うんだけど、それは1枚1枚打診というんですか、コンコンとたたく、そういうことをやって検査しているんですね。それとも見て、もうはがれかかっているようなものだけを直しているということなんですか。要するにきちんとした検査が一遍に全部やらなくても、毎回3分の1なら3分の1、5分の1なら5分の1か知りませんが、そうやっていて、とにかくその接着剤が劣化して落ちるというようなことはない、胸を張って言えると、そういうような検査をしているということなんですね、そのあたりを具体的に教えていただきたいんですよ。

●委員長（谷口委員） 暫時休憩します。

午前10時57分休憩

午前11時05分再開

●委員長（谷口委員） 再開いたします。
総務課長。

●総務課長（會田課長） 申しわけありません。時間をとらせていただきまして。平成15年度にそういう人に危害を加えるような状況が一度ありましたので、その際には全面的に大きな検査をしていただいたと。その際には、まずは人に危害を加えそうな部分、正面玄関であるとか、あとはそちらの道路に面した部分、これについては打診で危険な箇所については全て修繕を行っております。その後につきましては、そのほかの部分で危険性を伴っていないということもございましたので、あとは経年劣化の中で崩れるものを目視をしながら修繕を行ってきたという状況であります。今後、その明らかに危険を伴う人に危害を加える部分が出てこないように、どこかの時点で再度、そのような検査を行わなければならないだろうというふうに考えておりますけれども、今現在では、その原因が雨水が漏れての目地が緩んだという部分での原因もございましたので、そのような状況があった場合については、全体的な検査を行いたいというふうに考えております。

●委員長（谷口委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 あ、こういうものというのは事故が起きてからでは遅いんですよ。同じ事故が起きてという言い方はちょっと語弊あるんですけども、最悪の場合事故が起きても、きちんとした手を打ってたか打ってないかによって、やはり随分建物の維持管理責任者としての責任は違うと思うんですよ。

それから、今、お聞きしていると目視でもって、完全にはがれ落ちそうになっているものがあるまでは大丈夫なんだというふうに聞こえるんですけども、果たしてそういうものなのかどうか。

それから、接着剤もどんどんよくなっているでしょうけれども、今まではがれ落ちなかったものは平成元年に完成したこの建物ですから、今から20数年前のその当時最高であったと思われる接着剤が使われているわけですよ。ですから、こう考えてみると既に25年とか26年とかいう時間が全部、今まで落ちなかったタイルの接着剤は使っているわけですね。果たしてそういうもので雨がしみ込んで、それこそ下から見て色でも変わっているようなものだけが危ないだけで、あとはもう全く心配ないって言い切れるのかどうか。

それから、平成15年にそういうことがあって全体検査していますよね。少なくとも危険性のある面に関してはやっていますよね。それからもう何年たちました、10年過ぎてるんですよ。これ当時大丈夫だったから10年たっても大丈夫だとは言い切れないですね。下から見ただけで大丈夫とも言い切れないですね。こういうものについて何年に一遍程度は打診検査をしなければならないだろうというような明確な基準はないでしょうけれども、やっぱりそれぞれ専門家の意見というのものもあるでしょう。そういうものを聞いて万全を期する必要があるんじゃないですか。

それから先ほど来、はしごをかけて、はしごをかけてとおっしゃっているけれども、この建物の高さ、上まで何メートルありますか。この前のお祭りのときに消防団の見事なはしご乗り見ましたよ。あのはしごだって届かないでしょう。高いところほど危ないんですよ。そんな高いところをはしごでもって上がって職員にやらせるんですか。そんな危険な話させているんですか。私は、これは問題だと思いますよ。どうなんですか。

●委員長（谷口委員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） 職員が行っている部分については、できる範囲の中で行っているということでご理解いただきたいと思います。今のご指摘含めて既に前回の調査から10年がたっているということもございます。必要に応じて行ってまいりたいというふうに考えています。

●委員長（谷口委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 そこなんですよ。私は、必要じゃないか言っている。あなたのほうは必要に応じてというのは、まだ必要だとは思っていないということですか。

●委員長（谷口委員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） 今のご指摘を受けた中では行ってまいりたいというふうに考えています。

●委員長（谷口委員） よろしいですか。

他にございませんか。

(な し)

●委員長（谷口委員） 進めてまいります。

4 目情報化推進費。

12番、室崎委員。

●室崎委員 あの、ここに番号制度システム整備委託料というのが出ているんですが、この番号制度システムというものについて、簡単に結構ですから説明してください。

●委員長（谷口委員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） この番号制度でありますけれども、正確には社会保障税番号制度ということであります。これは国が示す制度の内容でありますけれども、複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であるということの確認を行うための基盤づくりということであります。社会保障税番号制度の効率性、透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤のための制度ということによっております。

これに必要な今回システム整備ということでありまして、先ほど税財政課長のほうからの説明もありましたけれども、今年度、さらには来年度を含めた中で整備を行うというものでありまして、今回必要なシステム改修としては住民基本台帳システム、大きくはですね、地方税務システム、それと宛名システム、それと中間サーバーと、この四つの大きく分けると費用として予算計上をさせていただいております。同じく来年度もこの大体同じだけの金額で整備が必要となっているということでもあります。

●委員長（谷口委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 1,113万8,000円なんですね。そのうち、国全額ではないですね、これは。どの部分が一般財源から出さなければならないのですか。

●委員長（谷口委員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） 今回計上させていただいた中では、まず、住民基本台帳システムの改修に関する分、これは10分の10が国の補助と。地方税務システムの改修の部分、これが国が3分の2ということになっております。宛名システム、それと中間サーバーの部分については、10分の10が国の補助ということでもあります。ですから、今のご質問からいきますと、地方税務システムの部分の3分の1町の持ち出しということでもあります。ただし、これにつきましては、とりあえず国の説明では普通交付税、または特別交付税で措置がされるということによっております。

●委員長（谷口委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 あえて担当者がとりあえずという言葉をつけて言ったということは、また例によって地方交付税の項目だけ増やしたただけだなというのが目に見えているということだろうと思います。そのことに関しては何も言いませんが。

結局分りやすく言うと、住基ネットとか言って、国民総背番号を随分反対の声がある中で押し切ってやりましたよね。そのときは、国はこれについては、これとこれとこれ以外にはふやしませんということを、くどくどくどく言ってました。だけど、そんな話はかすっかり反故になって、こうやって国民総背番号制をどんどん進めていくということだろうと思うんです。もちろん町の担当者として、そんなことは公の席では言えないでしょうけれども。

それで、こういうものがこの後始まるんだということに関しては、やはり町民にきちんと制度の理解、そして町の意味で始めるんじゃないよということも明確に伝える必要があると思います。

これは厚岸町が、こういうのはよろしくないからやめなさいということが言えるようなものではないですよ。国の仕事なんですよ。そのうちの一部は町の金でやれというんですから、これもひどい話なんですよけれども。そういうことだと思いますので、町民に対してきちんと、こういうものがいつからどのように始まるのかと、そして、町としては、こういうふうにやらざるを得ないんだということを、分りやすく説明することが必要だと思いますが、いかがでしょうか。

●委員長（谷口委員） 副町長。

●副町長（大沼副町長） これは、町民の皆さん全ての方にかかわることですので、今、おっしゃられたことを、広報等を通じてできるだけ詳細にご理解いただくような説明を申し上げたいというふうに考えております。ただ、今、まさしくそのとおりでありまして、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律というものが、これは昨年の5月31日に公布されておりまして、それに基づいて国が行わなければならないこと、地方公共団体が行わなければならないことというふうに定められておりまして、タイムスケジュールも一応示されてはおります。ただし、まだ未整備な部分が相当たくさんありまして、関係省庁でもって、これに基づく関係省庁が所管する法律、法令、その他の整備というものがまだ全然完結されていないという状況の中で、システムの基幹になるもの、ハードの部分というものはもう全体でこういうことをしましょうやという外枠は決まったと。それを運用するためのハードの部分の整備というものをできるところから進めていきなさいということで、今回補正予算に上程をさせていただいてるということでもあります。

これに加えて、国はここまでやるよというふうに考え方を示しておりますけれども、この番号制度を活用して、町村独自で行っている業務に対しても、条例、規則等の整備をすることによって、これが一部利用できますよと、そのことも地方公共団体としては今から準備をしておきなさいというふうな話が来ております。これは再三再四、国から総務省の方ですが、札幌に来て説明会をしてくれております。私どもは担当者をそこに

派遣して、そこから得た情報について、あるいは国から流れてきている情報については、町の職員が共有しているLANで逐次流すようにしております。そういう今の状況で自分の所管している事務の中で利活用ができるものがあるのかないのか、あればどういう手続が必要なのかというようなことも、今、検討の最中でございます。そういうようなことを今、作業を進めておりますが、できるものから町民の皆さんに、こういう制度の概要というものをお知らせしていきたいと、そのように考えています。

●委員長（谷口委員） よろしいですか。

9番、南谷委員。

●南谷委員 おおむね12番委員さんが、私の聞きたいところを聞いていただいたんですけども、委員長、入り口に戻るような私のレベルがぐっと低いものですから、お許しをいただきたいと存じます。

まず、14ページの今、1,138万円もそうなんですけれども、まず、この上段の40万円、財源の関係についてお伺いするんですけれども、この40万円は一財から拠出なんですよね。若干私が以前に説明を聞いた中では、これは国保の関係というふうなことを聞いたんですよ。今回これもそうですし、それからその下の1,138万円、それからその下84万6,000円と、それぞれ担当課が違っていると思うんです、所管がね。財源の関係で言うと、これも後ほど国から充当になるのかなどうなのかなという部分を、もうちょっと詳しく説明をまずお聞きいたします。

●委員長（谷口委員） 暫時休憩します。

午前11時22分休憩

午前11時26分再開

●委員長（谷口委員） 再開いたします。

保健福祉課長。

●保健福祉課長（高橋課長） この総合行政情報システム整備事業の40万円でございますけれども、あみか保健福祉課の関係でございます。これにつきましては、特定健診データシステムから健康管理システムのデータを今、移行します。特定健診対象者に1人ずつ特定健診受診券番号が付与されます。その情報を新しい健康管理システムへ移行するために必要な改修でございます。

それと、もう一つ健康管理システムから特定健診データシステムにデータ移行をする内容でございます。これにつきましては、このシステムを健康管理システムから特定健診データシステムに移行する際、文字化けをしてしまうので、その対応をするためにこの改修をするものでございます。

また、今回予防接種の関係で水ぼうそうが疾病になりましたので、その関係でも変更

が必要という形になっております。財源につきましては、補助はございませんので、全部一財でございます。

●委員長（谷口委員） 町民課長。

●町民課長（板屋課長） 私のほうから、一番下の総合行政情報システム整備事業、年金生活者支援給付金支給準備、この部分の一財の1,000円分のことですが、これ予算上1,000円単位でなってますけれども、これは円単位まで申しますと84万5,640円になります。それで、歳入のほうの予算84万5,000円という形の計上になります。それで、歳出のほうにつきましては84万6,000円という計上になります。そこで1,000円の差が出ますので、一財のほうで1,000円を見てもらいまして、実際の執行の際には入ってきたものと出ていくものが同額になりますので、一財分は出ない形となるものでございます。

●委員長（谷口委員） 9番、南谷委員。

●南谷委員 えーと、この一番大きい1,100万円の関係なんですけれども、先ほども概略システムの中身については聞いたんですけれども、もう少し私のレベルに細かく解釈をして、その何と何を今回システム化になるのか、もうちょっと町民レベルとか私のレベルに合わせて説明をいただきたいんですよ。どういうものが今回どうなるのかという部分が、ちょっと理解できないもんですから、大変申しわけないですが、改修になるのか。まだ決まってない分もあると思うんですけど、簡単に言えば、今やっている業務のうち、こういう部分になるよとかというもの、そのシステム上のことを言われても、僕理解できないんで、こういう部分がこうなるんだと、こういうふうになるんだというものを教えていただきたいなと。

●委員長（谷口委員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） 先ほど大きなシステム改修としては、システム改修が3つ、それと中間サーバーということで申し上げさせていただきますが、住民基本台帳システム、それと地方税務システム、今回のマイナンバー制の根幹を占める両システムですけれども、これは、住民基本台帳システムに関しては簡単に言えば個人番号が付されますので、それにかかる改修ということで考えていただければいいと。それと地方税務システム、これは個人番号のほかに法人番号も新たに付されます。ですから、当然地方税に関しては個人と法人ということになりますので、この個人番号と法人番号が新たに付されるための改修ということで、大枠で申し上げさせていただければそういうことになります。

そのほかに宛名システムということになりますけれども、これは個人番号を管理するために機能がそこにされるわけですが、宛名のこの3つが総合的に合わさって、この社会保障税番号制度に関するシステムとなるということで考えていただければいいかと思います。

●委員長（谷口委員） 9番、南谷委員。

●南谷委員 不確定な要素のある中で、でも、今、説明されたようなことも含めて、私が疎いせいなのかもしれないんですけども、今後もそういう動向について議員協議会なり、委員会の方にきちっと、計上いきなりぼーんではなくて、こうだよというものをどこかで報告なりしていただきたいなと思います。そうするとこういう質問を私もしなくて済むんで、予算計上されても中身全体がなかなかつかめないもんですから。

それでお尋ねをさせていただくんですが、世間でも非常に騒がれております個人情報うるさい非常にデリケートな時代でございますが、町民に対しても先ほど12番議員さん、ぴしっとということ、きちっとということ職員の方皆さんも取り組んでいかれると思うんでしょうけれども、周知の問題や管理の問題、町として、今後そういう問題について、先ほどの答弁の中でもなかったもんですから、どう管理体制というものを厚岸町のほうでは、国は一方的に進める、国は国の管理されるんでしょうけれども、とかく地方の自治体が非常に全国の中で、この機器類発達によりましてむしろ地方がねらわれる実態にありますが、この辺の心配というのはいかがなんでしょうか。町として、これらに向けて、組織としてどんな体制をとっていかれるのかお尋ねをさせていただきます。

●委員長（谷口委員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） まずは議会への報告ということでありまして、今回初めてこのような形で予算計上をさせていただきました。先ほど副町長も申し上げておりますけれども、まだ不確定な部分もあると。全体像がある程度見えた時点で議員協議会なり、それぞれの委員会のほうに報告をさせていただきたいと、中間報告ということをしていただきたいというふうに考えます。

それと、何せ国が行おうとしている制度です、メリットは示されておりますけれどもそういった、今、ご心配されようなデメリットというものは示されておられません。ただ、このマイナンバー制、全国統一になります。全ての自治体が同じ中で作業が進められるということで細かい話は、今、ここでは控えさせていただきますけれども、そういったシステムの部分での情報管理、あとは個人情報当然これは個人情報保護ということになりますので、その辺のシステムというものは総務省として一定のこれらを整備する業者の方に示されておりますので、その中で管理がされているというふうに私どもは受けとめております。

●委員長（谷口委員） 9番、南谷委員。

●南谷委員 国でやってきていることだから当然と思うんですが、町としての、今回のこの国で決まったことだからどうしようもないんでしょうけれども、マイナンバー制というものについてのお考えがあれば伺いたいなと思いますが、いかがでしょうか。

●委員長（谷口委員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） 住民基本台帳それと税務、いずれもこれは個人情報強く求められているところでありまして、今回のこのマイナンバー制ということに限らず、これまでどおりの情報管理ということは徹底していかなければならないというふうに考えております。

●委員長（谷口委員） いいですか。それでは進めてまいります。
情報化推進費は他にございませんか。

（な し）

●委員長（谷口委員） なければ5目交通安全防犯費。
11目財産管理費。
12目車輛管理費。
4項選挙費。
7目農業委員会選挙費。
5項統計調査費。
1目統計調査総務費。
ございませんか。

（な し）

●委員長（谷口委員） 3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費。
3番、石澤委員。

●石澤委員 ここでお聞きしたいんですけれども、障害年金の判定が地域格差があるということなんですけれども、厚岸町での障害年金の受給状況はどうなっているんでしょうか。

●委員長（谷口委員） 暫時休憩します。

午前11時38分休憩

午前11時49分再開

●委員長（谷口委員） 再開いたします。
町民課長。

●町民課長（板屋課長） 大変貴重な時間をとらせてまして申しわけございません。
まず、厚岸町における障害年金の受給者数でございますけれども、平成25年度の数字

でございますけれども158名となっております。それで、地域格差の関係でございますけれども、障害年金の判定につきましては、この判定する機関でございますけれども、日本年金機構がとり行っている業務でございます。それで、我々のところには判定結果ですとか、そういうものが来るというような状況にはなってございません。それで、この問題ですけれども、我々も大変重要な問題と考えておりますので、今後国の対応や動向を注視していきたいと、このように思っているところでございます。

●委員長（谷口委員） 3番、石澤委員。

●石澤委員 そしたら、これ町とかでは申請は受け付けないということですか。申請は市町村に申請をするんですよね。

●委員長（谷口委員） 町民課長。

●町民課長（板屋課長） 町での取り扱いですけれども、あくまでも取り次ぎという形になります。町で書類提出はできますけれども、町で受けたものを町としては、年金機構のほうにそれを進達する、こういう事務となっております。

●委員長（谷口委員） 3番、石澤委員。

●石澤委員 そしたら、申請されたものは全て年金機構のほうに全部取り次いでいるということで、町の段階では判断はしないということですね。その後、年金機構のほうからどういう状態でというふうに理解していいですね。それで、今回のこういう言ってましたけれども、地域格差がすごく起きているということはさっきすごく問題だと言っていましたので、それも含めて厚岸町の状態がどうなっているかということは、後で知らせてください。

●委員長（谷口委員） 町民課長。

●町民課長（板屋課長） あの、年金機構の方に問い合わせせてみて、情報をいただけるものについてはいただいて、状況を把握したいとこのように思っております。

●委員長（谷口委員） よろしいですか。

他にございませんか。

12番、室崎委員。

●室崎委員 厚岸町にもと言ったほうがいいのか、自立支援協議会というのはあると思うんですよね、その内容について説明をしてください。

●委員長（谷口委員） 暫時休憩します。

午前11時53分休憩

午前11時55分再開

- 委員長（谷口委員） 再開します。
保健福祉課長。

- 保健福祉課長（高橋課長） 申しわけございません。厚岸町障害者自立支援協議会の設置要綱がありまして、設置につきましては障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条第1項第1号に規定する事業を始めとする地域の障害福祉のシステムづくりに関しまして必要な協議を行うため設置するというような内容になってございます。

- 委員長（谷口委員） 12番、室崎委員。

- 室崎委員 内容についてはこれから聞きますが、その前にいわゆる自立支援法と言われてた法律、障害者自立支援法というのが、今、名前変わりましたよね、障害者総合支援法というふうに平成25年の4月から変わしまして、今のお話しですと自立支援法の第77条の説明だったようなんですが、これは別立てになったとは聞いてないので、障害者総合支援法でないかと思うんですが、それで、この第65条の10号に障害者自立支援協議会のこと書かれてたように思うんですが、これは法律がタイトルだけが変わって、例えば何条が入ったとか、いろいろなところがありますけれども、ここの部分に変更がありましたか、それともそのままですか、条文番号を含めて。

- 委員長（谷口委員） 暫時休憩します。再開は午後1時。

午前11時56分休憩

午後1時00分再開

- 委員長（谷口委員） 再開いたします。
保健福祉課長。

- 保健福祉課長（高橋課長） 厚岸町障害者自立支援協議会でございますけれども、総合支援法の改正でございますけれども、平成24年に法律の名称が改正になっております。平成25年の4月から法律名が障害者自立支援法から、今、規定されております障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に改められておりまして、1条に規定されておりますけれども、第77条につきましては、市町村の地域生活支援事業について規定をしているところでございます。

●委員長（谷口委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 本論に入る前に待ったをかけられたんで、ちょっと私も何聞くんだったけとなったんですけれども、それでお聞きいたします。そういう法律の裏づけがあって、都道府県は都道府県で、市町村は市町村でこの地域自立支援協議会というふうに呼ばれるものを立ち上げて稼働させていかなければならないと、こういうことになってますよね。それは具体的にはどんなことをする協議会なんですか。

●委員長（谷口委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（高橋課長） 協議会の協議事項でございますけども、第2条に規定されておりまして、一つ目は福祉サービス利用にかかる相談支援事業の中立、かつ公平性の確保に関する事。二つ目が困難事例への対応のあり方に関する協議及び調整に関する事。三つ目が地域の関係機関によるネットワークの構築等に向けた協議に関する事。四つ目が、地域の社会資源の開発及び改善に関する事。五つ目が、その他必要と認められる事項というふうな規定になってございます。

それと、先ほど改正された障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の第88条のほうに、市町村障害福祉計画というのが規定されてまして、そちらのほうに協議会を設置したときは市町村障害福祉計画を定め、または変更と必要とする場合において、あらかじめ協議会に意見を聞くように努めなければならないというような規定がございますので、要綱の改正をして、この部分も加えなければならないというふうに考えております。

●委員長（谷口委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 加えてないんですか。それでは先にやってください。

それで、今、非常に難しく法条文、あるいはそれに類するものを読み上げられているんですが、簡単に言いますとね、この自立支援協議会というのはAならAという障害を持った方に、この厚岸町地域でどのように支援して、そして日常生活をきちんと送ってもらえるようにするかということで、関連する機関、団体、あるいは人、この場合には親族もしくは親族に準ずる人も入るでしょう、そして、みんなで知恵を出し合ってその人の言うならばケアプランを作成して、これはおれがやるよと、ここのところは私のほうでやりましょうと、ここのところは私のほうで支援できますよというふうに、3人やれば文珠の知恵というやつで、それを進めて、この人に関してはこういうふうにして行っていきたいと思います。その関連する機関や団体がばらばらに自分の守備範囲のことだけをやってるとどうしても隙間もできるし、それからなかなか思うようにいかないの、地域でそういうみんなを支えるそのために、それが資源がどうのこうのという話だと思うんですけども、知恵を出し合ってこうしましょうと、この部分はこういう人にやってもらいましょうというのを決める協議会だというふうに理解しているんですが、そんな理

解でよろしいのでしょうか。

●委員長（谷口委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（高橋課長） よろしいかと思います。

●委員長（谷口委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 それでですね、昨年だけでも結構です、昨年から今年にかけて、この協議会はいつ、どのように開かれて、何名の人に対する、いわばケアプラン作成のような、プランそのものは作成してなくてもいいですけれども、ことを行ってますか。

●委員長（谷口委員） 暫時休憩します。

午後 1 時06分休憩

午後 1 時13分再開

●委員長（谷口委員） 再開いたします。
保健福祉課長。

●保健福祉課長（高橋課長） たびたび時間をとらせて申しわけございません。ご質問ですけれども、障害者の方の対象につきましては、介護保険のように障害者の相談、支援事業者がついて、本人も入りまして担当会議を開きましてやっております。この件数が大体 1 年間に70件がございます。

ご質問のこの協議会の開催でございますけれども、最後に全体会議を開いたのが平成22年の 6 月という形になってございます。

●委員長（谷口委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 全体会議を開いたのが平成22年の 6 月が最後であったということなんですね。その後に70回やってますというけれども、それはあれでしょう、ごくわずかの例えば福祉課の担当者と本人が話し合ったとか、そういうレベルの話じゃないですか。今、私が言っているような、その地域の資源をみんなどういうふうに総合的に使ってこの人を支援するかというようなものは、一つや二つの団体だけでなんかできませんよね。そういうようなものを、個別協議会でも何でもいいんですけども、これをやっているかと聞いているんですよ。すると 1 人の欠席もない、そこにいるメンバーが全員参加してやらなければならないようなものはあるでしょうけれどもそれはたまたま、今、言ったような福祉計画の立案というか、最後にその承認をすとか、そういうときの話になると思うんですけども、そこまでいかなくても、要するに協議会と名のつくだけのものを

やっているのかということなんですよ。

それで時間もないですから、私のほうからどんどん先に言いますけれども、もとはうちに関するものについてもそういうのがありましたと、私もそこへ出てましたと。そして、5つも6つものその団体や、それから福祉課をはじめとするいろいろな関連する人が来て、場合によっては釧路から専門家をも呼んで、そして、この人に関してはかくかく症候群と思われるから、その場合にだということ、こういう部分には気をつけなければならないだろうと、あるいはこういう部分ではこの人をちょっとうまくサポートするというと、十分の能力を発揮するから、その点はこうしたほうがいいのか、みんなが知恵出し合ってやるということをやったんだけど、このごろは全然そういうものを話も聞かないし、私のところに関してもないんだよねという話を聞くんですよ。今の話は的外れですか、私が耳にしたものは、それとも事実、大体似たか寄ったかの状況がこの何年か続いているんですか。

●委員長（谷口委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（高橋課長） おっしゃるように個別に社会資源は活用しているつもりですけれども、全体会議というか会議は開かれてないと。以前開かれている部分につきましても混乱時代があって、その部分について協議いただいたというような内容となっております。

●委員長（谷口委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 すいません、もうちょっとゆっくりしゃべってくれませんか。このごろ年のせいで耳が遠くなってきましたね、早口でしゃべられるとよく聞き取れないんですよ。

それで、言いますけれども、障害者福祉計画とか、障害福祉計画とか、厚岸町はいろいろなそういう支援のための町独自の計画も持ってますよね。その計画をつくるには多大なエネルギーを使っています。そこでは何とかサービス委員会というような一般市民から選ばれた人たちが汗かいてやっていますよ。でもね、仏つくって何とやらという言葉もありますけれども、こういうその地域で、今、障害者総合支援法の分野で言ってますから障害者に限って言いますけれども、きちんとした支援をするためには、いわゆるネットワークが必要なんですよ。そのいわば車輪の車軸が、まさにこの自立支援協議会でしょう。これが機能してなくて個々にやっていますというような話で済みますか。

結局計画は随分あって、立案された紙の上には立派なものが書かれているけれども、厚岸町にある資源というのが他の町に比べてあふれるほどあるとは決して言えないでしょう。そのいわば、本人に言わせると乏しい資源をいかに有効活用して、100%、120%その力を発揮して本人を支えようかという中心になる協議会が動いてないじゃないですか。今の課長の答弁を聞いてれば、個別にはやっています、個別でだめだから協議会つくって、ネットワークつくろうという目的じゃないですか。最初にあなた、読み上げたところには、そういうことが書いてあるじゃないですか。どうなんですか、これ、どういうふうにしようと考えているんですか。今のままでいいと思っているんですか。き

ちんと答えてください。

●委員長（谷口委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（高橋課長） はい、おっしゃるとおりで、長い間そういう形でこの協議会機能していなかったということで、早急に体制を整えてこの協議会の目的等を達成できるようにネットワークも含めて整備してまいりたいと考えております。

●委員長（谷口委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 あの、全体会議と個別調整会議というのがあるようですね、説明しているもの。その個別調整会議というのはその人に関係して、それに関連するいろいろな人たちが集まって知恵を出し合うというふうになってますね。今、ここにその例というのが幾つか出ているんですが、高校2年生の男の子です、養護学校でその会議が開かれました。進路と、この後の取り組みについて協議しましたと。それで、主な内容としては本人の実態、卒業後の進路希望、進路にかかわる情報交換、今後必要なサービスについてというようなことでやりましたと。参加者としては、母、師、学園障害者支援センター、訪問看護ヘルプステーション、養護学校、居宅介護何とか相談センターというようなところの人たちが集まりましたと。それで決定事項としては、ヘルパーの利用は継続していきたいと母親から希望があった。ハード面では、自宅のベッドリフター、お風呂が介助用でないの、これについては家の改造をしなければならないという意見が出たと。現在は高校2年生なので、この後、卒業後の進路については1年かけて検討してきましよう。その間について、いろいろな通園の状況や制度についての説明も本人によくわかってもらうようにしましょうというようなことが決まりましたというカードになっているわけですよ。こういうようなことをやっていくのが、もちろんこんなものだけではありませんけれども、自立支援協議会の役割ですよ。

それで、今、ずっと有名無実だったという話がありますが、この後は、今、課長おっしゃったように早急にこれを整備して動かすんだというお話いただきましたので、ぜひお願いしたい。それで、今のカード程度の報告を、こうやって動かした結果こういう成果が上がり出したと。もちろん個人の特定なんかができないようにぼかしていただいて結構ですから、そういうものも、この後議員協議会なり、あるいは少なくとも厚生文教の委員会に報告をいただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

●委員長（谷口委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（高橋課長） そのように対応してまいりたいと思います。

●委員長（谷口委員） 他にございませんか。

（な し）

●委員長（谷口委員） なければ進めてまいります。

4 目老人福祉費。

12番、室崎委員。

●室崎委員 ここでですね、まず先に認知症サポーターという制度がありますよね、認知症サポーターキャラバンとかと国のほうでは名前つけてますね。これは簡単に私のほうからもう言っちゃいますけれども団塊の世代が、今、もう少しするというと、後期高齢者と言われる年代に入ってくるのが目の前になってますね。それで、例えばここに何歳以上のお年寄りが100人いたら、そのうちの何人は認知症になるという、この平均値というのは出てますよね。そうすると団塊の世代が、みんな年に一つずつ年をとりますから、お年寄りいわゆる認知症患者が出るような年になりますと、これ分母が大きくなると分子は当然大きくなるわけですね、率が変わらない以上。そうすると認知症の方がぐんと増えるということが、もう目の前へ来ているわけですね。それで国は、もうおびえているわけですよ、はっきり言って、担当者がそういう言葉を使ってますよ、大変な事態になると。それで、もう医療機関や例えば町の福祉課だって、全部を賄い切れるものではないということで、地域が認知症患者の出た家庭だけでなくみんなで支えないとならない社会をつくっていかねばならないというために、まず、その第一歩としてやるべきことは、みんなが認知症というものがどういうものか、認知障害というのはどういうことを起こすのか、そして、そういう人にはどう対処したらいいのかということをもみんなが共通の基礎知識を持ってもらおうことだということで、何年か前から国が始めましたよね。

各町村、市町村、どこでもそういうものを国の要請を受けてやり出しました。厚岸町も大変ゆっくりでしたけれども、何年か前から始めてますね。昨年、今年にかけて厚岸町内で、厚岸町主催だけでなく結構ですから、といっても恐らく厚岸町の場合には厚岸町と社協しかないと思いますけれども、これどういう進め方をしているのか、これについてご説明をいただきたい。

●委員長（谷口委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（高橋課長） おっしゃるように国のほうでは平成17年から始まっていて、厚岸町は平成21年から事業を実施しております。簡単に申しまして、平成21年は8回開いております。平成22年が13回、平成23年が3回、平成24年が4回、平成25年が2回、平成26年が今年度ですけれども、今のところ6回という形になってございます。

●委員長（谷口委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 これたしか講師役も要請して、その講師役がキャラバンメイトというんですか、そして、その方から今度みんなが講習を受けるという2段階ですよね。現在キャラバンメイトの養成というのは、厚岸町でどのぐらいの人数になっているんですか、そ

の年次でわかれば。

●委員長（谷口委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（高橋課長） キャラバンメイトの関係でございますけれども、平成21年に5名最初に受講しまして、その後3名が追加して、現在8名が登録という形になっております。

●委員長（谷口委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 最初のときに5名、その後と言うんだけれども、後というのはいつなんですか。分らなければ分らないでいいですよ。

●委員長（谷口委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（高橋課長） あと3名の受講時期については承知しておりません。

●委員長（谷口委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 たしかこれ21年に始めたときにですね、年何人ぐらいずつつくっていきたいというような計画だったと思うんですよ。それはどういうふうになっていますか。

●委員長（谷口委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（高橋課長） あの平成21年度に計画養成をして始まったときには、サポーターのほうで人口の1割、1,000人をめどに計画をしたというふうに、このサポート養成に必要なメイトにつきましては、5名を最初に受講して、その後3名と。その後何年かはメイトが増えてないというような状況であります。

●委員長（谷口委員） 暫時休憩します。

午後1時31分休憩

午後1時33分再開

●委員長（谷口委員） 再開します。
保健福祉課長。

●保健福祉課長（高橋課長） お答えいたします。
キャラバンメイトの計画でございますけれども、最初5人という形で進みまして、そ

の後平成23年に2人増えて7人、その後平成25年度に8人という形になって、現在8名となっております。このキャラバンメイトが増えることによってサポーターの受講の回数が増えることになりますから、これにつきましての確固たる計画は、年計画で何人というのはいないんですけれども増やしていきたいとは考えているところでございます。

●委員長（谷口委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 たしかこれ私の記憶違いかもしれませんが、年に2人ぐらいずつはつくっていききたいというような話はあったと思うんですよね。ところが途切れ途切れになっているんですよ。やっぱりもうこれは受講するためには厚岸町ではできませんから、出ていかなければならないので、それなりの経費はかかるでしょうけれども、やはりこういうものに力入れていくとなると、まずその中心となる人たちですから、毎年年次計画をもっと増やしていかないと、一遍に8人こしらえようなんていったって無理ですからね、これはやらなければならないと思います。その点をきちっとまずやってください。その上で今度はサポーターというのですか、何とかメイトという方から講義を受けた人、たしか黄色い腕輪かなんか受講の印にもらいますよね。私も2回受けたらしくて2本ありました。

それで、そういう人が少なくとも町民の1割を超えなければならないというふうに目標をつくったんでしょう。もう、それはとうに達成しているんですか。

●委員長（谷口委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（高橋課長） お答えいたします。

先ほどサポートの養成と実情をお話ししまして、平成23、24、25年と実績が落ちてまして、その部分で数が伸びなかったかなというふうに考えておりまして、現在は延べ人数625名ですから、計画の6割程度というふうになってございます。

●委員長（谷口委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 それでね、人数について今とやかく申しませんが、非常に何というかささやかなんですよ、やり方が。これで認知症対策なんか厚岸町は力入れているんだろうかというような進め方なんですよ。これは発端からしてそうなんです。人口1万人以上の町で、この国の事業に参画していない町は北海道では厚岸町だけだと言われて、私はあわてて調べて議会で言ったという経緯もあります。出足からして非常に遅れてたんです。遅れただけにその後だあっと突っ走るのかと思ったら、のんびり歩いているという感じですね。

でもこの認知症患者がどんどん多くなっていくという状況は、厚岸町はそうではないとは言えないですよ。全国的なレベルです。現在高齢化率30何%と言ってますが、今回この夏後半、北網地帯、オホーツク沿岸部からあっちのほうの4カ町ほど視察させていただきましたが、そこでも高齢化率の話が出ると、みんな33%とか35%とか似たようなこと

を言っているんですよ。みんな同じだなと思いましたよ。

それで、やっぱりそうすると全国レベルと同じレベルで認知症の方が出てくるのはこれは目に見えているわけです。それで、いわゆる介護保険関係のご高齢になることによって、いろいろ出てくる本人並びに周りの人たちの苦勞ですね、これのいろいろな個別にはいろいろな問題があるんですけども、解決のときにこの認知症対策がきちんとできれば、全体のうちの例えば7割とか8割ぐらいの問題はもうそこで解決できるんじゃないかと言われています。それぐらい、その認知症の方に対応するいろいろな施策というのは、実は全体の一番難しい問題を解決する対策なんですよ。

ですから、そのキャラバンメイトをやれば全部解決するなんて言いませんよ。でも、これはその国がいろいろ考えて、そういう対策の一番第一歩、基本となるものとして、これを打ち出しているんです。それに対して厚岸町がこれだけ消極的なのが解せないんですよ。

それで、去年の数なんか見ますと本当に微々たるもんですね。これ町と社協がタッグ組んでやらなければならない問題ですが、社協あたりはどんなふうに考えているんですか、少なくともあなたたちが押さえているところでは。

●委員長（谷口委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（高橋課長） お答えいたします。

社協につきましては、こちらの町側のほうから要請をすると対応をできるような形にはなっておりますので、町側の対応が悪かったというふうに反省しているところです。

●委員長（谷口委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 人の団体ですから、今、私はあえて言いませんけれども、やはり片一方が言わないと片一方がのんびりあぐらかいて昼寝しているというふうな問題ではないですよ。それで、今までのことをわいわい言ってもこれはもう仕方がないので、これからなんです、どのようにこの事業についてしていこうと考えていらっしゃるのか、それから、社協とかそういう団体に対してはどのように話し合って働きかけて進めていこうと考えているか。パートナーですよ、ですからそういうものを進めるというときには、これは一体になってやらなければならないと思うんですが、そういうことを含めてこれからどうするか、それをお聞かせいただきたい。

●委員長（谷口委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（高橋課長） 今後につきましては、今までの話も踏まえまして、社協のほうとも十分話し合って協力体制をとることと、あと養成講座、当然これは回数をふやして、あと委員もそうでありますように複数受けていただくと、1回だけの受講では不十分ですから、2回、3回と受けていただくということで、実施をした自治会ももちろんですけども、自治会や学校、あと職場等に働きかけて極力回数も増やしていきたい

というふうに考えております。

●委員長（谷口委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 わかりました。お願いいたします。

また、これについても、その成果を議会なり、あるいは厚生文教委員会なりでお聞きすることがあると思いますので、そのときには、いやいやあの後こうやったよというものをきちっと示していただきたいと、そのように思いますのでよろしくをお願いいたします。

それで、もう一つお聞きします。

ここに介護保険特別会計繰出金というのがありますが、これは昨日行政報告で問題になった件でないかと思うんですが、それで間違いないんですか。

●委員長（谷口委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（高橋課長） はい、おっしゃる様にこのうちの4,739万7,000円が、そちらのほうの特別会計のほうに入っていく形になると思います。

●委員長（谷口委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 それでこれは繰出金ですから受ける会計があるわけですね、たしか介護保険特別会計か。主たる部分はそっちでお聞きしようと思いますが、その前にちょっと昨日のやりとりの中で大変気になったところがあるもんですから、そこのところだけちょっとお聞きしたいんですが、消滅時効に関して私お聞きしたんですが、そのときの説明が、悪いけれども手を出してなかった。それで、もう一度そこのところを整理してお答えいただける機会を私のほうでつくったつもりなんですがね。

まず、消滅時効はこれ2年間の短期消滅時効にかかるんだというふうにおっしゃいましたよね。そうすると、そのかかる債権はそれはどういうものなのか。何か副町長の話だというと、支払いが次の年にわたるものと、今年も払ってしまうものもあるから一括してこうしたんだというふうな話を言ったんだけど、これ消滅時効を考えると債権は一つ一つに起算点から2年間なら2年間の消滅時効期間というものが始まると思うんです。ですから、起算点とか始期という言い方をするんですが、そのあたりまずどのように押さえているのか。

●委員長（谷口委員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） 債権でありますけれども、有給休暇の未付与に関すること、これは賃金であります。臨時職員にかかる賃金、まずはこれが一つです。それと休日の代休を与えていなかったという分、これは休日勤務手当ということで超過勤務の中の一つですので、これにかかる債権がまず一つ。夜間勤務手当における仮眠時間の考え方の違

いの部分では、これも夜間勤務手当ということで超過勤務の中の一つと。もう一つ、4週2休分の公休分の分として、これも休日勤務手当ですから、引くくると職員手当の中の3つになりますので、それぞれ債権としては賃金として臨時職員に支払われる賃金というのがまず一つ、あとは介護職員、嘱託職員と正職員の介護職員の方々に支払われる給与と、大きく分けるとこの二つの債権ということで考えております。

●委員長（谷口委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 何か私の質問の意味がちょっと取り違えているようで、私がお聞きしているのは、債権の性質だとか分類を聞いているんじゃないんです。消滅時効の起算点というのは、どこから始まって2年だというふうに考えてますかというのを聞いているんです。それは債権にはいろいろな種類があっていろいろなものがあるかもしれませんが、包括していつから始まるというふうに考えるんですかと、それを聞いているんです。

●委員長（谷口委員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） 起算点という部分につきましては、いわゆる誤った支給をしていたところに遡るかと思います。それが消滅時効の中でこの労働基準法が適用されると、2年ずつの消滅時効になっていきますので、とすると最終的には平成24年の4月1日ということで、きのうお答えをさせていただきました。ということで、今回の計算をさせていただいているということです。

●委員長（谷口委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 何回聞いてもね、あいまいなんだよね、話としては、言っていることがよく分からん。私のほうから言いますよ、こうなったら、質問者が答えを言ってしまうのははな甚だおかしいんだけどね、あなたたちの論理は支給日をもって始期とするということでしょう。だから昭和40年に支払うべきものを払ってなかったら、昭和42年でもって2年間の時効でもって消滅しますということになるわけですね。昭和50年だったら52年になります。何月何日を、今、飛ばして言っていますけれども、そういうことでしょうか。

それで、もう一つあるんですよ、民法の166条では消滅時効は権利を行使することができるときから進行するというふうには書いているんですね。ここをどう解釈しますかということも聞いたんですけども、昨日答弁なかったんですよ。これはどういうふうに考えているんですか。

●委員長（谷口委員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） えーと、今回未払金として支給をさせていただくものにつきましては、職員の給与請求権ということで私たち考えております。この職員の給与請求権

の中で、権利を行使し得るときは支払基準が定められている給与については、その支払い期日という解釈にのっとって、この消滅時効の起算日を定めさせていただいたということです。

●委員長（谷口委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 そういう考え方で進めるのであれば、昨日そういうふうに言っていただきなかったんですよ。それがいいか悪いかというのは次の議論ですからね。あんたたちの解釈なんですよ、それは。則ってじゃなくて、そのように解釈していただきましたんですよ。だって、町側はそういう形で進めるんだもの。その進めるための論理ですよ、それを聞いている。そこのところで全部包括して、平成24年の4月1日ですとか、何か訳の分からない話がぼろぼろぼろぼろ出てきていると。そうすると自分たちが適用する、その法の解釈が自分たちでよく分らないんじゃないかというふうな印象を与えちゃうんですよ。それで時効なんですよって言えるんですかという話が、きのうからずっとやってたということなんです、分りますか言っていること。そういうことなんですよ。

それで、それが成り立つかどうか、これについては最終的にもし相手方が訴えてきたら、司法の判断を待つより仕方ないですよ、そういうことでしょう。だから、やっぱり自分たちの論理というものはきちんと示さなければだめですよ。そこがあいまいですと、何だ根拠もなしにやっているのかということになってしまいますんで、これはやはりきちんと理論武装をしてくださいということです。

それで私が、ああそうかと言っている納得したわけではないんですよ、それは一つの論理ですから。後についてはちょっと特別会計のときに、またお聞きいたします。

●委員長（谷口委員） 答弁はいいんですか。

4目、他にございませんか。

（な し）

●委員長（谷口委員） なければ、進めてまいります。

8目社会福祉施設費。

2項児童福祉費、2目児童措置費。

4目児童福祉施設費。

3番、石澤委員。

●石澤議員 ここで児童館の町内視察したときに見受けられたんですけれども、児童館でのトイレの使用なんですけれども、ちょっと問題が見受けられたんですが、あれからどういうふうに改善されたか聞きたいんですけれども。

●委員長（谷口委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（高橋課長） お答えいたします。

視察に来られた後、直ちにその日から通常に使えるようにしております。申しわけなくて、私たちも認識してなかったもので、行ってその状況を初めて知りました。それで、子どもたちに不便を与えるということで、直ちに使用の制限をしないように話して実施しております。

●委員長（谷口委員） 3番、石澤委員。

●石澤議員 やっぱ子どもたちが使いづらいというのもあって、そういう形になったんだと思うんですけども、もしできれば予算が許すんでしたら、やっぱりトイレの便器を替るとか、そういうこともこれから考えていってもらえればいいなと思うんですけども、その辺の検討をよろしくお願いしたいと思います。

●委員長（谷口委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（高橋課長） あのときのトイレの制限ですけども、便器の関係とか設備の関係ではなくて、人数が少ないときにたくさんのトイレを使うと掃除が大変だということで、そういう使用制限でしたので、それはちょっとよくないということで、直ちに全部使えるようにしておりますし、設備的には施設もそんなに古くないですし問題はなかなと思っております。

●委員長（谷口委員） いいですか。

他にございませんか。

（な し）

●委員長（谷口委員） なければ、進めてまいります。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目健康づくり費。

6番、堀委員。

●堀議員 ここで北海道が行っています風疹抗体検査費用の助成、これについてお聞きしたいんですけども、厚岸町のホームページにも風疹抗体検査の費用の助成を行っていますということで、それを開いていくと北海道のほうのサイトのほうに行くようになっていくんですけども、この検査費用の助成が6月24日から始まって来年の3月31日までということで、今、現在実施中なんですけれども、当然まだ実施中なんで、厚岸町の人が何人受けたのかというものも当然まだ分らないとは思いますが、ただ、私これを見ていたときに、協力医療機関で検査を受けて、1回検査費用を支払って、その領収書なりをもらった段階で、これを釧路保健所のほうに持って行って申請をするというような助成になっているんですね。

ただ、いわゆる厚岸町の人で、それではどれだけの人が釧路保健所までわざわざ申請

に行くのかという、そういうふうにはやはり思ってしまうんですよ。きのう見た段階では、既に協力医療機関中に厚岸町立病院のほうも入っているんですけども、それを考えたときに、この抗体検査自体は当然妊娠を希望する女性だけでなく配偶者もそうですし、また、同居する家族も受けることができるんですけども、それを考えたときには町立病院で受けて、あみかのほうでこの申請の一時預かりのような形の中で受けて、それを保健所のほうに診察するなりというような手順、手続というものを取ることができないのかなというふうに思うんですよね。

当然これは北海道が定めて保健所のほうに出せとというふうになっているんで、これを勝手にあみかのほうで一時預かってというふうにはならないとは思いますが、やはり便宜を考えてたときには、そういうことがやはりしてもよろしいじゃないのかなというふうに思うんですけども、これについて、まだそれは当然検討もされていないのかもしれませんが、当然来年の3月の31日までの事業ですけども、できればそのような形の中で、診察というような形の中で一時受付をしてというような申請ができないのか、これを北海道と早急に協議をした中で、1人でも1家族でも多く抗体検査を受けることができるような、その便宜を図るようなことというのができないのかなというふうに思うんですけども、どうでしょうか。

●委員長（谷口委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（高橋課長） はい、お答えします。

この事業につきましては、平成24年に流行しまして全国で42人の先天性風疹症候群の患者さんが出ました。それを契機にこういう事業が始まりまして、それでその後大量に接種を受けるという形になったものですから、全国的に風疹ワクチンが不足して、このような形で風疹のワクチンを受ける前の抗体検査の事業ができたというふうに認識しております。

今、委員おっしゃいました財源につきましては、可能であるかないかという部分も含みまして、検討をさせていただきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

●委員長（谷口委員） 6番、堀委員。

●堀議員 北海道で市町村だけ言って何とかどうかというような話にもなるのかもしれませんが、やはり1時間汽車に乗って、20分バスに乗って行かなければ保健所にも着くようなことができないような遠方にあるような町村の場合は、やはりこのような取り扱いというものができなければ、やはり検査の増を見込めないと思いますので、何とかひとつ頑張ってもらいたいと思います。

それで、先ほどもちょっと話したんですけども、町立病院も協力医療機関というふうになっております。ただ、実はこれ当然6月から始まっているので、町のホームページのほうにも6月、7月ぐらいにはもう既に載っていたんですよ。この6月、7月ぐらいのときのホームページの医療関係機関の中を見ると、厚岸町立病院という名前がな

かったんですよ。ただ、きのう確認した段階では既に載ってました。番号が468番とついているので、かなり下のほうだとは思いますが、いつからこのように協力医療機関として登録されるようになったのか、また、どうしてこの最初から北海道が行う事業の中において、町立病院も協力医療機関となれなかったのか、この点についてお聞きしたいと思うんですけれども。

●委員長（谷口委員） 暫時休憩します。

午後 2 時01分休憩

午後 2 時03分再開

●委員長（谷口委員） 再開します。
病院事務長。

●病院事務長（土肥事務長） 今、確認させていただきました。医師会からは7月4日の文書で発送されて、その後うちで受理して、ちょっと時間がたちましたが、8月25日に届け出の申請をしていると、公開のということになりますね。それ以前からできていますので、そういった公開していいかという承諾になると思いますが、それに対して8月25日、ちょっと期間かかってますけれども回答しているという内容でございます。

●委員長（谷口委員） 6 番、堀委員。

●堀議員 そうすると7月4日に医師会がということで、ただ北海道のほうは6月24日から事業は始まっているんですよ。厚岸町ホームもたしか6月の段階ではもう既にこれは載ってたと思うんですけれども、私も、ですから8月にもう一度サイトを確認して見たときには、まだ載ってなくて、昨日見たときには載ってたんで、ああ、ようやくというふうに思ったんですけれども、このような事業をやるときに、やはり保健福祉課のほうとも十分な連携をとった中で早期の、一番最初例えば6月の24日に始まりましたよという、ではサイトを見たときに、協力医療機関、ここに厚岸町の町立病院がないとなると釧路のほうで受けなければならないと。あのときにも釧路にも何件かしかなかったんですけれども、といったときには、当然受診する受動というか、そういう気概というか気持ちというのが起こり得なくなってしまうということ。これが後からになっても、後からなりましたよと別に何も言っておりませんよね、町立病院がこのようにやることができますよということは、周知も何もしてないわけなんですから、やはりこういう事業をやるときには、初めにまず当然載っていかなければならない、このまま1人でも多くの抗体検査をすることによって、少しでも先天性の風疹の症候群の防止に役立てようと思うのであれば、やはりそのような全町的な協力というものがなければいけないというふうに思うんですよ。町立病院のほうにも強く要望したいんですけれども、やはり7月の4日に医師会から来て8月の25日まで一体何をやっていたんだということになると

思うんで、やはりそうじゃなくて、7月4日に来たら7月5日にはすぐに出すというふうな形の中でも対応をしなければならないでしょうし、それよりもっと早くの対応というのも当然求められるのでしょから、やはりこのことについては、今後のいろんな健康づくり、こういったものを考えていく上でも、ぜひ気を付けていただきたいというふうに思うんですけれども、いかがでしょうか。

●委員長（谷口委員） 病院事務長。

●病院事務長（土肥事務長） 病院の関係のほうから答弁をさせていただきたいと思います。

今、ホームページの関係について指摘がありますけれども、あくまでこれはホームページで公開していいかどうかということです。これが若干遅れたということで、町立病院としてはこのワクチン、それから抗体検査というのはふだんからできるわけですね。それに関してのポスターは掲示して普通にやっていたと。ただし、今回の事業に関する協力期間としての登録、あるいは発表が少し時間がかかったという、そういう事情であります。

●委員長（谷口委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（高橋課長） 今、町立病院事務長のほうからもお話しありましたけれども、妊娠した場合、風疹の抗体検査につきましては、現在でも町の妊婦の検診の助成事業の中で無料で行うことができます。そういう意味では妊婦さんには周知しているかなと思います。それと今回のこの事業でございますけれども、始まった当初管内でも3つの小さい病院しかやっていなかったと。道のほうも急にといたらあれですけども、急遽やったような事業で、各機関に周知が遅かったという部分があるかと思いますが。私たちのほうにも情報が入ってくるのが遅かったという部分がございますけれども、情報が出された場合には、病院のほうにも情報を伝達して速やかに対応してまいりたいと考えますので、ご理解いただきたいと思います。

●委員長（谷口委員） 6番、堀委員。

●堀議員 妊婦は当然やっていたんですけれども、今回の事業ですね、配偶者そしてまた同居する家族、それらの人方も助成を受けることができる事業なんです。厚岸町がいくらやってきましたよというのは、それは妊婦だけなんですよね。これから妊娠を考える出産経験のない女性も当然この事業の中に入るんですから、やはりそういうことも考えたときには、医療機関とも十分な連携、早期な連携をとった中で、これからまだ半年ほどあるんですけれども、そういった中では1件でも多くの人方が受けれるように。

昨日のホームページを見ると、もう一番最初のトップページのほうのお知らせの画面にはなくて、ちょっと私も探すのに苦労したんですけれども、町のホームページから何とか行き着くことができたんですけれども、できましたらやはりもう一度、検診者が

低いのであれば、やはりそこら辺のてこ入れというものもした中で、3月31日までの中で、少しでも多くの方々が検診を受けられるようなことを考えてほしいと思うんですけども、いかがですか。

●委員長（谷口委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（高橋課長） 答えいたします。

おっしゃるように1人でも多くの方に受けていただくように、町としましても対応してまいりたいと考えております。

●委員長（谷口委員） 2目、他にございませんか。

（な し）

●委員長（谷口委員） なければ、進めてまいります。

2項環境政策費、1目環境対策費。

5款農林水産業費。

1項農業費、2目農業振興費。

3目畜産業費。

5目農地費。

7目農業施設費。

9目堆肥センター費。

2項林業費、2目林業振興費。

3番、石澤委員。

●石澤議員 この森林整備活性化支援交付金の詳しい内容を、どういう形で使われるのかもう一度教えてください。

●委員長（谷口委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（尾張課長） 森林整備地域活動支援交付金ですけれども、制度概要をまず説明させていただきたいと思いますが、地球温暖化防止の推進や木材の安定供給を進めていくためには小規模で分散している森林を取りまとめまして、一体的に施業などを行う集約化を進めることによりまして効率的な林業生産活動につなげていくことが重要であります。この集約化に必要な使用者や境界の確認、さらには各種調査や間伐実施の所有者の同意を取りつけるに手間と暇がかかる、この経費につきまして支援するという、こういう事業内容でございまして、この活動メニューにつきましては3つのメニューに分かれております。

一つは、施業集約化の促進、二つ目には作業道網の改良活動、それと森林経営計画策定促進活動と、この3つのメニューがあるわけですが、今回森林組合のほうから当初予

算での要望等がありましたのは、この施業集約の促進ということで、森林整備の条件としまして集約化、間伐の同意を得られた森林ということで、当初計画90ヘクタールを要望あったところでございます。この折には、当初計画段階では集約化の間伐対象を北海道としましても、予算措置時期には間伐のみとの状況での情報がありまして、これに沿った中での要望が上がってきたところでございますが、本年5月にこの要綱等の一部改正等がありまして、この間伐のほかに更新伐や天然林の間伐につきましても対象となるという通知をいただきまして、改めて森林組合におきまして、それぞれ森林所有者等の調整を図りながら働きを行いまして、間伐等の同意を得た中で大幅に今回要望量が増えてきたという内容になります。

この交付単価ですけれども、集約化の同意が得られた森林につきましては、1ヘクタール当たり3万円、これは国が1万5,000円、2分の1、さらに北海道が4分の1、7,500円、町が4分の1、7,500円。この町の負担につきましては交付税措置等がされますので、普通交付税、特別交付税におきまして満度、合わせた中では持ち出しがないという内容にはなりますが、今回これらの状況で当初計画90ヘクタールから191.02ヘクタール、このことによりまして当初予定しておりました施業集約の促進につきましては、303万1,000円の増額補正をさせていただく。当初270万円に対しまして、補正額が補正後573万1,000円、この分で303万1,000円の補正増。

さらに、作業道網の活動促進のほうにおきましては、これも施業集約化の促進の協定審議が対象でございますが、当初計画の中では、集約化の間伐の同意が得られたということで示されておりまして、当初計画の中では90ヘクタールを予定していたところですが、同じく先ほど申し上げました要綱の一部改正等がありまして、施業集約の促進の協定対象審議、要は既に協定を結んでいるところまでは対象になるということで、改めて森林組合のほうで森林所有者等の調整を図りながら経営対象森林の面積、最大6,845ヘクタールまで、今、協定を結んでいるわけでございますが、そのうち1,896.8ヘクタールに大幅に対象面積が増えた分、この分が今回補正計上させていただいておりますけれども、これにつきましても当初この集約化の協定対象森林につきましては、1ヘクタール当たり国の5,000円が交付されます。これによって既存の作業路等の修復、主に砕石等の敷きならし等の経費に充てられるわけですが、これは有利な制度でございますので、改めて森林組合のほうで今回取りまとめた中で要望があったという内容でございます。

●委員長（谷口委員） 3番、石澤委員。

●石澤議員 これはすごい面積ですね。こういうことでしたら、間伐の処理もして林業の間伐とかをすることで残材も出ますけれども、そういうことも全部この経費の中で処理できるようになるんですか。

●委員長（谷口委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（尾張課長） えーと、集約化の促進のほうの事業内容ですが、説明が漏

れていて申しわけございませんが、先ほど言いました3万円という経費につきましては、森林所有者等の同意等の形成に向けまして、主に交渉等にかかる森林組合の人件費とか、それとか森林調査、現地調査の経費等に充てられるものでございます。残材等の経費等につきましては、この事業は対象ではございません。後ほど補正をもう一つ、民有林振興対策事業がありますけれども、こちらのほうが植栽等の事業でございますけれども、先ほど質問者おっしゃるような林地残材を整理等活用できるような経費の交付制度では、この制度はございません。

●委員長（谷口委員） いいですか。

他にございませんか。林業振興費。

9番、南谷委員。

●南谷議員 ここで若干お尋ねをさせていただきます。

今、大変詳しい説明を受けさせていただいたんですけれども、もう少しお願いしたいなと思います。

今回この1,100万円計上なんで、私は、大変久しぶりに補正でこういうものが上がってきたなというふうに理解をさせていただいたんですけれども、特に厚岸町、水産、酪農と、ですけれども、やはりこの森林の産業の取り組みというものは厚岸町にとっては将来に向けての大変な産業だなど、重大作業であるというふうに理解をしておりますので、今回課長の説明ですと内容がわかったんですけれども、森林組合からの申し入れと。事業主体は個人なんでしょうけれども、実際にこういう国の助成のおかげで新たに当初の計画よりも有利な財源で、補助によって活発になってきて、それがやっぱり厚岸町のために私は大いに貢献を将来になっていくだろうというふうに理解をさせていただきましたので、そういう意味では事業として大変ありがたいなと思うんですが、これはあれですかね、そこでお尋ねをさせていただくんですが、森林組合から今回のこの事業、ここで計上できた経緯というものを、どこでこの事業採択になるにはなって、国から言ってきたものなのか、当初上げていた関係でこういう事業がありますよと、どこで森林組合から言われてきたのか、はたまた担当課のほうでこういう事業のメニューがありますよと言ったのか、その辺の実態というのはどうなのかなと思いますので、まずそこをお尋ねをさせていただきます。

●委員長（谷口委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（尾張課長） 先ほどの石澤委員からのご質問にもお答えさせていただきましたけれども、予算措置段階、昨年12月段階が予算策定期間に当たりますが、この折の情報でしたときには、先ほども施業集約化の促進、森林の関係ですけれども、これにつきましては間伐しか対象にならないというような情報でした。それと作業道網の改良につきましても、同じく集約化の間伐が同意が得られた審議、そういう中でのお示しが北海道からされたところでございます。

当然このような形になりますと、対象面積等につきましても少ないということで、こ

の制度、現予算措置段階でわかり得る中で、森林組合からの当初予算に合わせた中での要望をいただいております。その後、年度が変わりまして5月13日付の中で、これ交付金の関係につきましては毎年実施要領等の改正等となっていくような状況がございまして、今回大変厳しい制度の改正になっていくんだなという押さえでいたところでございますけれども、この5月13日付の釧路総合振興局の林務課長名で一部改正の通知をいただきまして、この通知をもって、森林組合のほうにも当然お知らせをさせていただいて、改めて制度につきましても当初予算に措置した段階よりも有利な制度になっているということで、改めてそれぞれ検討をいただいた中で当然森林所有者等の調整等も図りながらということで、今回この9月補正にあわせた中での、改めて森林組合からの要望をいただきまして予算計上をさせていただいているという内容でございます。

●委員長（谷口委員） 9番、南谷委員。

●南谷議員 えーとですね、一面最終的には、森林組合の組合員の皆様も事業展開がしやすくなったということで、今後もやはり非常に目まぐるしい行政方針というものは変わってくるわけでございますから、私は今まで見ていても、厚岸町の林産業に対する姿勢というものが、白糠や標茶町にとって同じだと皆さんはとらえているかもしれないけれども、やはり厚岸町にはこの林産業というものに注視しなければならない財産を持っているわけでございますから、今回のような適切な、お互いに振興局なり町の担当課としても今後森林組合と組合員の皆さんと連携したこういうような有利な、より視点をきちっとその時代に合わせた、もっと林産業に傾注した政策というものを適切に講じていただきたいと存じます。

●委員長（谷口委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（尾張課長） 委員、おっしゃっていただきましたとおり、北海道のこれは制度でございますが、常に情報等の収集をさせていただきながら、北海道においてもこういう制度改正につきましてはいろいろ検討がなされて、時期が先ほど申し上げましたとおり遅い時期になってしまったという経過もございますが、その状況状況に合わせた中での情報収集をさせていただきまして、有利な制度につきましてぜひ活用させていただくような形で、また森林組合等を通した中で林業活動を行われております所有者の皆さんと連携しまして、厚岸町の森林、また林業等についての施策展開をしていければなというふうに考えておりますので、ご理解願います。

●委員長（谷口委員） よろしいですか。

他に、2目ございませんか。

（な し）

●委員長（谷口委員） 進めてまいります。

3 項水産業費、1 目水産業総務費。
2 目水産振興費。
3 目漁港管理費。
5 目養殖事業費。
ございませんか。

(な し)

- 委員長（谷口委員） 6 款商工費、1 項商工費、1 目商工総務費。
2 目商工振興費。
3 目食文化振興費。
4 目観光振興費。
5 目観光施設費。
ございませんか。

(な し)

- 委員長（谷口委員） なければ、進めてまいります。
7 款土木費、1 項土木管理費、1 目土木総務費。
2 目土木車輛管理費。
3 目土木用地費。
ございませんか。

(な し)

- 委員長（谷口委員） 委員会を休憩いたします。
ここで暫時副委員長と交代いたします。

午後 2 時27分休憩

午後 2 時28分再開

- 副委員長（室崎委員） 再開いたします。
33ページの土木橋梁費です。
2 項道路橋梁費、1 目道路橋梁維持費。
ございませんか。
10番、谷口委員。

- 谷口委員 申しわけないんですけども、ホマカイ橋のことでお伺いしたいんですが、
ここで質問して、次にまた河川費で質問するということになると二重になりますので、

河川費のほうで質問するということをお願いできるでしょうか。

- 副委員長（室崎委員） 了承しました、まとめてね。
道路橋梁維持費、1目ほかにございませんか。

（な し）

- 委員長（谷口委員） なければ、2目参ります。
道路新設改良費。ございませんか。

（な し）

- 委員長（谷口委員） 3項河川費、1目河川総務費。
10番、谷口委員。

- 谷口委員 今回、補正予算で旧尾幌川の整備事業ということで238万3,000円の予算が組まれています。そこで、お尋ねしたいんですが、私、一般質問でも質問をいたしましたけれども、あの答弁では到底納得できるようなものではありません。住民の安心安全、あるいは通行する車両が安全で通行ができる、あるいは添架されている水道管等に大きな破損等が起きる、そういう心配を私は拭い去ることがあの答弁では到底できるものではありませんでした。

それで、今回の補正予算であの川のふちの土砂を除去するというふうなことを含めて、予算をされているようでありますけれども、この写真なんですけれども、私が7月の29日に撮った写真です。この前に地域の人から、「おいおい、とんでもない橋ができたぞと、お前たちは何考えて、ああいうことをやらせたんだ」というようなことでえらい剣幕で私のところに怒鳴り込んできた人がいました。これは私ちょうどそう言われてから、あわてて現場に行ってみました。ちょうどその日、橋に架かっていた足場を外している最中でありました。もうほとんど外れていました。

それで、この写真を見て分るように、特に下のほうなんです、1人が胴長を履いて大体このぐらいに浸かって、このボート押さえて、そしてそのボートの上に脚立というのか、それに3段目まで上がって作業をしていました。これで大体橋桁の下をさわれる高さであります。そうすると、この高さというのは、見た目からいっても本当に低い高さなんです、水の中ですよ、これは、深いところでやっているんですから、ボートを浮かべてその上に脚立を立ててやっているんですよ。

そうすると、これが到底3メートルもあるような高さではないんです、水の上でも。それでこの日どんなくあいだったかと言うと、雨は1滴も降ってないんです、7月29日だったですね。前の日、若干降りました。若干降りましたけれども、5.5ミリですから、それほど川に影響を与えなることはない。その前の日は幾ら降ったかと言うと1.5ミリですから、黙っていれば蒸発する、そういう雨量しかない時期に、こういう状況なんですよ。それがこの間も見せましたけれども、雨が降ってしまうとこういう状況になって

しまうと。橋桁まで届いてしまうと。

私、もともと尾幌出身で、尾幌でも分水から行く尾幌川の上流部に住んでました、子どものころは。そのころはまだああいいう川でなくて、曲がりくねった川で非常に毎年毎年洪水が起きるところに住んでました。当時は、その洪水がある意味農村にとってはいい効果ももたらせていたんですけれども、だんだん大規模化する中で河改修をしてより多くの農地をつくってというふうなことで、今のような状況になっているんですけれども、私、この川について本当に真剣に考えたのかなということが、ものすごく今回のあの橋を見て思いました。

それで、私は全く素人でありますから、専門家がいらないかということで、いろいろな人に聞いてみました。なかなか橋の専門家というのはいないんですよね。たまたま元開発の事業所で所長さんをやっているという人に巡り会えることができました。こういう橋をつくったんだけど、どうなんだという話をしたんです。そうすると、今まであった橋より低い橋を造るというのは考えられないと。そういう話は聞いたことがないと。どんな橋を造るんでも、そのレベルを超えた橋を必ず検討していくんだということなんですよね。それで、私、今回資料をお願いしました。

結構膨大な資料になって大変申し訳なく思うんですけれども、この資料で河川管理者との協議が2回行っているということなんですよ。それで、そもそもこれは立案してから2回行ったのか、どういう道路を造ってどういう橋を架けようということをする上で、その事前の計画、そして河川状況がどうだったかということを検討した上で、こういう橋ならできるかもしれないなというものを、まず考えるのではないのかなと。ここにこういう道路を造って、こういうふうにすると、こういう橋を架けなければならないような川の状況からすると、このルートが1番いいんだということをまず誰かが道路と橋のルートを考えなければなりませんよね。それを考えたのが、まず誰で、どういうふうにこれを考えたのか。

●副委員長（室崎委員） 建設課長。

●建設課長（松見課長） お答え申し上げます。

今回の新しいホマカイ橋を設計するに当たりまして、平成23年度の10月13日から、翌平成24年度3月19日までを工期といたしまして、太田門静間道路橋梁予備設計業務をコンサルタント会社にお引き受けいただいて、この協議に至る基礎的な資料、そういうものを参考に進めさせていただいているところでございます。

●副委員長（室崎委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 あのですね、今回いただいた資料ありますよね、河川管理者と2回協議を行っていると、これは設計図を造る上で協議を行ったということなんですか。それで、この設計図を造るに当たって川の幅、川の状況、今回補正予算に上らなければならないことが全然考えなくても大丈夫だという上に立って、計画は造られているのではないのかなというふうに思うんですよね。いやいや、造ってしまったっけ、とんでもないこ

とが分かったということではないと思うんですよ。造る以上は初めから橋の維持は大丈夫だと、通行にも支障はない、上流部に対しても被害を及ぼすことはあり得ない、そういうことを全部考えた上で始まっているのではないのかなというふうに、私は考えるんですけども、そういうことを十分計算されたのは、これで立証できるんでしょうか、ちょっとこれでどこの部分とどこの部分と、どこの部分がそれを安心させる材料なんだということ、この1ページについてまず説明してください、詳しく。

●副委員長（室崎委員） 建設課長。

●建設課長（松見課長） えーと、1ページのこの初めの部分については、1回目、平成23年の12月13日に内部協議をさせていただいた内容についてふれている部分でございますが、その協議を行った記録が資料の4ページをちょっとごらんいただきたいと思います。この4ページは、平成23年の12月13日に出席者記載のとおりでありまして、配付資料等もこのように出しまして説明の趣旨にも書いているとおり、この設計を行うために集まったところでございます。

打ち合わせ結果等については、右欄記載の計画河川定規図でありますけれども、こういったことを検証しながら、具体的には、ここに1の河川諸元と書いてありますけれども、こういったところの協議をしているところでございます。したがって、この断面については現在ちょっと見にくいのですけれども、現況と基本断面、計画断面が両方抱えているのですけれども、明らかに堆積している状況は分かっている状況でのお話し合いでございます。

●副委員長（室崎委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 それでね、この分かっている上で計画をされていますよね、分かっている上でね。あの川の状況、まだ出来て、あの川一帯を全然護岸工事も含めて真っ新な状態で計画をこういうふうにしようというふうにしたのが2月の13日ですよ、大体この方向でいいのではないかと。それで、事前に、このときも設計業者が入っているんですね、ここにね。これ相当有名な会社みたいなんですけど、この設計業者だとか、担当者だとか、実際にその現場で今の橋だとか、そういうものを含めてこういう橋になるけれど大丈夫だという確信を持ったのは、この段階なんですか、それとも事前に現場でその辺はお互いきちんと確かめてみたんですか。こういう橋を造るとこの橋の高さと比較して、こうなるよ、下はこうなるよと、幅はこうなりますと、そういうことはどうなんですか。

●副委員長（室崎委員） 建設課長。

●建設課長（松見課長） はい、この予備設計業務におきましては、当町の職員が監督員として2人任命をさせていただいております。そういった中では、常に設計にかかわっていた業者と現場、当然何回も確認し合っております。この設計の最終的に決まってくる川の諸元については、この受託業者が現地測量をしておりますので、そういった部分

について各項目一つ一つ点検、それから現場で見た様子なども含めて検討した結果というふうになってございます。

●副委員長（室崎委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 分かりました。それでね、このダイシンという会社でしたか、設計家さんは。この会社は何の専門家なんですか。

●副委員長（室崎委員） 建設課長。

●建設課長（松見課長） ダイシン設計株式会社と申しまして、土木全般のコンサルタント会社でございます。

●副委員長（室崎委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 申しわけないんですけどね、土木全般詳しいということですね。そうすると河川の問題でも専門家をそろえているというふうに理解していいんですね。その上で川幅というか、ふだん流れている川と洪水等を考えれば少し余裕を持って当然考えなければなりませんよね、川というのは、橋を架ける場合に。そういうものを含めて、あるいは上流に水がどんどん上がっていくのを防ぐことを含めて、十分留意していかなければならないと思うんですよ。そういう中で、川の専門家もその会社にはいる、土木の専門家もいる、それから橋桁を造る設計することにも堪能な専門家もいる、そういう中で行ってきているわけですよ。そういうやりとりの中で、この橋をこういう高さで大丈夫だということを言えたのは、どういうことからなんですか。もし、大丈夫だということになると、こういうことはそもそも起きないのではないのかなと、80何ミリの雨で。ことし7月の10日ごろでしたか、ちょっと大雨がありましたよね。100ミリ超えているんですよ。そのときはだれも教えてくれなかったから、私たちは知らないでいたけれども、そのときはどうなっていたのか、全然危機感があつたのかなかったのか、私は非常に不信なんですよ。いろいろな計画を立てて、こういうふうになるということを見通せない設計ってあり得るんですか。私は、このままあの工事を進めると上流は人の住むところでなくなると。何十年にもわたって、もう私はあの上流には3軒か4軒しかありません、実際住んでいる人は。もともといたのが1軒しかないかもしれません。その人はもう何代にもわたってあの場所で生活をしてきている。昔も水害あつたとおっしゃってましたよ。だけれども、床下には来ることがあっても床上まではなかったと。あの橋がそのまま完成してしまうと、去年の台風18号以上の被害が心配されると、おれたち3、4戸より、あの尾幌川にさらに土手をつくって門静の人だけを守ればいいのかと、そういう言い方までしているんですよ。ですから、それに対して、厚岸町の技術家さんもこれには何の疑問もなかったんですか。誰もなかったんですか。

●副委員長（室崎委員） 建設課長。

●建設課長（松見課長） お答え申し上げます。

この会社でございますけれども、土木の中には河川も含みまして、それから道路に対しての構造物等も含みまして、この橋梁も含めてそれぞれの専門家がおられる会社でございます。

この上流の水を防ぐという心配については、まず、これはまずその話をする前に、この資料にあります、これはごく橋のところの断面でございますけれども、この断面をもっていわゆる川の水量等を計算した結果の断面でございますので、これがあることで、この設計が成り立っておりますので、こういうことを根拠に大丈夫だということになるかと思えます。ただし、これは現況は河川は相当浅くなっておりますので、その断面の確保これを通常の維持管理でやっていこうと、そういうことでございました。このままだと上流に進めなくなるというお話で、私どもも何回もそちらのほうに足を運び、特に上流部では牧場付近のところから詳しく様子を見させていただいております。

昨年9月の台風の特に多かった雨量とは比較になりませんけれども、あそこまではないまでも、川からあふれた水が門静方面へ行く状況はたびたびあるんでございます。それが橋が架かっている架かっていないにかかわらず、まずそういう状態になっているということでございます。

昨年のような大きな大雨に関しては、これは昨年被害に遭われた地域に住まわれる方々は、このままですとやっぱり同じ状態になってしまうというふうには考えられます。ただ、それがこの橋で全てを遮ってしまうという考えは持ってございません。河川を掘削させていただくことで、その流量を非常に大きくその部分だけ確保することができます。ですから、浅い川で橋にぶつかった水は、もしぶつかった水のほうが多いとすれば、上流部が上昇するのは想像できますけれども、その橋の下部前後を掘削することによって、流量を多く確保することでそれは防げるものと、そのような判断でございます。

それから、床上は本当になかったんですというふうなことも聞きました。本当に昨年初めてのような、もしかしたら過去に記憶を忘れた部分があるかもしれませんけれども、私たちの聞き取りの中では昨年が初めてだったのかなというふうに思います。

それから、昨年の台風の大雨が再び降れば、この何らかの措置をしていかない限り、また来るものと私どもは考えてございます。それについては今後実施に向けた対策を講じることになりますけれども、それに向けて今できることにおいて、いわゆる道路を高くするだとか、土手をつくるだとか、あるいは土のうを置く、そういった方法があるわけでございますけれども、簡単に門静市街地方面だけを意識した取り組みをしてしまうと、上流部いわゆる門静よりも釧路寄りのほうに世帯がおりますので、ないがしろにしてしまう可能性が多いにあるというふうに私ども思っております。したがって、今後の対策においては、どこかにしわよせが行ってしまうような、何とかそういう対策ではない方法を考えてみたいなというふうに思っているところでございます。

●副委員長（室崎委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 あの苦しい答弁をずっとするのも大変だと思うんですね。おとといの私の

一般質問の際に、今の橋と古い橋の余裕高がわかるような資料を出してほしいという資料をお願いしましたよね。そうすると、計画高水位、それから余裕高それぞれ見ていますけれども、厚岸の場合高水位、これは何を基準して高水位を決めているんですか、ホマカイ橋付近は。どういうときを考えて高水位を考えているんですか。

●副委員長（室崎委員） 建設課長。

●建設課長（松見課長） 最終的な水域の流末というものは、旧尾幌1号川に集合するものでございまして、その川はホマカイ川、それから旧尾幌1号川はもちろんでございましてけれども、それからオッポロ川というものが大きな河川、それにいろいろ枝線がふつについて集まってくる川でございまして。いわゆる新設橋の付近への流量を計算した結果でございまして。それをもとに高水位が決められることになります。

●副委員長（室崎委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 そうするとオッポロ川だとか、尾幌のほうから流れてくる水と、ホマカイ川が合流して、それで雨がたくさん降って、そのとき一番高いのが高水位と言うんだって理解していいんですか。それでいいですか。

●副委員長（室崎委員） 建設課長。

●建設課長（松見課長） えーと、はい、あの雨が降る量をもとに、その川に集まってくる量をもとに高水位が決まるんですが、ただし、この断面というのはあくまでもきれいな断面といいますか、そういった断面のもとに成り立っているものでございまして。

●副委員長（室崎委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 今、高水位は集まってきて、たくさんの雨が集まってきて、そこで今までの川はこのぐらいだったけれども、集まったらこれだけになると、これを高水位と言うんだということですよね。いいですよ、それで。それで、ただ厚岸のあの川の特徴は、それだけではないと思うんですよ。したって海拔ゼロに近い川でしょう。満潮時はどう計算したんですか。その資料ありますか。

●副委員長（室崎委員） 休憩します。

午後 3 時03分休憩

午後 3 時49分再開

●副委員長（室崎委員） 再開いたします。

3 項河川費、1 目河川総務費の審議の続きでありました。10 番議員の質問が続いております。それでは、答弁からですね。

建設課長。

- 建設課長（松見課長） 満潮面、干潮面を考えているものであるのかというご質問にお答えをいたしたいと思います。

これは満潮面、干潮面を考慮したものというふうになってございます。これにつきましては、海面の平均はプラス0.6であります。このたびの設計の計画高水位は1.0のためでございます。したがって、この関係から計算はしていないものでございます。

- 副委員長（室崎委員） 10 番、谷口委員。

- 谷口委員 あの、今、先ほどの答弁では高水位については雨の合流して、その最高降ったときというか、最高に流れてきたときを予測して高水位を決めたというふうにおっしゃってますよね。それで、今度は満潮時等を考えていない、これに入っているのかいないのかということ聞いたんですけれども、それは入っているのか、さらにプラスをしなければならないのか、どっちなんですか。

- 副委員長（室崎委員） 建設課長。

- 建設課長（松見課長） はい、満潮時の水量も入っているというふうなことでございます。

- 副委員長（室崎委員） 10 番、谷口委員。

- 谷口委員 じゃあ、答弁違うんじゃないですか、先ほどは雨のときにこういうことでこの高さになるんですねと確認したんですよ。そうしたら、そうだとすることで。それは満潮時のときはどうするんだったら、先ほどはそうやって答えてないんですよ。だからそうであれば1回目と2回目の違う、それぞれの計算式をちょっと出してください。

- 副委員長（室崎委員） 建設課長。

- 建設課長（松見課長） あの、大変説明不足でありました。先ほど3つの大きな河川に各枝線が入ってそこに集中するというふうに、それに加えて、それら雨が要は降った状態を言ってしまいましたが、これは雨の状態、あるいは降ってからその後の時間を経つにつれて、そういうのが変わりますので、このことはちょっと申しつけ加えなかったなというふうに思いますけれども、この計算では満潮も考慮したものでございます。もう一度繰り返しますけれども、海面の平均は0.6これはプラス、つまり上昇するわけでございますが、今回の計画高水位は1.0ということで、海面上昇が0.6でありますので、それ以内でありますので、計算はしていないということでございます。

●副委員長（室崎委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 その面に立って河川管理上の制約ということで、1、2を出してくれてますよね。それで、桁下の高さは3.88メートルの高さを確保したというふうに2ページに書いてますよね。いいですね。それで、結果的には高水位になって3メートルになるけれども大丈夫なんだと、高水位で3メートル。それから、こちらの資料を見ますと、余裕高は1.03メートルあるというふうになってますよね、この一般質問のときにいただいた資料ね。いいですか、それで。だから余裕高は1.03メートルなんだというふうに、けど大高になると1.19メートルで、それぞれちょっと違うんですけども、これだけあるというふうに考えたということではいいんですか。

●副委員長（室崎委員） 建設課長。

●建設課長（松見課長） この3.88メートルの図面の見方でございますけど、先にお配りのこのA3番でございます、今、お示ししてくれた図面の下の図面でございます。この橋台の右側に細い黒い杭みたいのが下に刺さっておりますが、これが護岸であります。この護岸の帽子をかぶっているような部分がありますけれども、この下、いわゆる計画高水位というところから一番橋桁、この橋桁水平といいますか、ちょっと右側のほうが高くなっておりまして、左側が一番低いところになります。ここを見るとこの浸水深が3メートルでございますので、それに0.88メートルを加えることによって、3.88メートルという計算結果でございます。

●副委員長（室崎委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 あの、計算は分かるんですよ、もうあなた方はプロで、それに沿ってやっているわけだから。ただ、あなた方もきっと参考になっているんでないかなというふうに思うんですよ。河川管理施設等構造令こういうものに基づいて、造りながらやっているし、河川法だとかね、当然。そういう中で川に橋をどう架ける、どういうところに橋を架けるかというときに参考になっている本があるんですよ。当然こういう本が皆さん参考にされて、その上で「河川を横架する橋梁に関する計画の手引き」というこの本を見たら、こういう橋にはならないはずなんです、どんなことを考えたって。この本をちょっと見て思ったのは、橋梁の橋桁の高さが計画水位、計画余裕高、これ見ると余裕高と橋の下が同じなんです。この図面を見ると。余裕高からこれだけ超えていますという図面ではないんですよ、これ私たちに与えているのは。まだこんなに余ってますと。余裕高があればいいというものではないんですよ、橋造る場合に。余裕を見たけれども万が一何かがあっては困るので、その余裕高を上回って橋を造りなさいということなんですよ。

それで、この河川管理施設等構造令だって、これを超えるような安全なものを造りなさいと、それから上流部や下流部に影響を及ぼさないように造りなさいというふうに書

いているんですよ。そして、私は、きっと宮園から太田へ上るあの道路、光栄の手前にある橋、あれをきっと参考にされたんではないのかなって思ったんですよ、ああいうふうに造ったことに対して。確かに似たような橋なんですよ、川幅から何からいっても。だけれども、あの一帯の状況と門静の状況は全く違うんですよ、ホマカイも。白浜、宮園、あの一帯は湿原がずっと広がっているんですよ。湿原というのは水を吸収する力があるんですよ。ところが門静の場合は、道路があって片方は石山なんですよ。そんな余裕なんか一つもないんですよ。そして、今、ここに予算に出てきていますけれども、川の底を掘るということなんですけど、川の底というのは掘れば、雨が降ってきたら必ず上から土砂が流れてくるんですよ。あっという間に埋まってしまうんですよ。ですが尾幌で盛んに草地改良を行いました。そのときに排水路を何ぼも掘りました。ところが、当時の技術から、ただ素掘りで掘っていったら、結果的にはその上流部にさらに土砂を削り取るそういう作用が働くんです。皆さん分ると思うんですよ、砂をためておいて、ちょっとこうやって引っ張れば、すうっと流れていきますよね。それと同じ理屈なんです。ですから、この対策では私は到底あの橋を安全に守ることもできないし、地域の洪水被害を防ぐことにはならない、逆に無駄なお金を使うだけではないのかなと。専門家がやることかなと。それよりも間違いは間違いとして率直に認めて、あの橋をあれ以上できないのであれば、それにかわる施策を考えて水がスムーズに流れる方法をやるべきだと私は思うんですよ。やってはならないところに橋を架けているわけですから、さらに川の幅を狭め、余裕を持たせてないんですよ、川に。洪水だとかそういう間を水が通ればいい。水は通ると思いますよ、溢れようが何しようが、だけれども、それをやることによって上流に被害をもたらす。私は住民の生命、財産を守ると、私は1人だってそのことによって被害が出ることを許してはならないと思うんですよ。公共工事で被害が広がる、そういうことを町長はどういうふうに考えているか知りませんが、私は1回きちっと立ちどまって、どうするのか、地域の皆さんの話も聞く、そのぐらいのことをして当然ではないのかなというふうに思うんですが、いかがですか。

●副委員長（室崎委員） 町長。

●町長（若狭町長） お答えをさせていただきます。

きのうも質問者からお話がありました。私も公共事業を施行、または設置する責任者として、できた結果、地域住民、町民がああよかったなというものではなければならぬと、これは当然のことです。そういう中で今回の新設いたしますホマカイ橋に対してのいろいろな心配、疑念が出ておることについては、私はやはり課長から答弁ありましたが、このことを踏まえて地域住民にも十分な説明を果たしていかなければならない、そのように考えます。

そういう意味においては、今回のホマカイ橋についてのいろいろな課題について、技術員を含めて、またうちの建設課も含めて地元に行っていていろいろと説明すべき大きな課題であると、そのように思っております。そのことについては進めたいと、そのように思いますし、また私自体も技術的にはプロではありません。施工したコンサルタントを呼んで、今いろいろと心配されること、疑念について私自体も問いかけながら、いろい

ろと安全確認の中で協議をさせていただきたい、そのように考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

●副委員長（室崎委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 町長、ある意味何らかの決断をしているのかなということも含めて聞いたんですけれども、やはりたまたま厚岸町が川を管理するほうも、道路を造るほうも同じだと、そういうことでは私は非常にチェックが甘かったのではないのかなというふうに思うんですよね。現場見ただけだって、設計する人がああいう高さでいいということになること自体が、私は非常に不思議でならないんですよね。厚岸町をよく知っている人が考えてやられていると。

それで、やはり地域の住民の人たちがあの橋で毎回雨が降るたびに、今度の雨は大丈夫か、家に被害はないのか、そういうことをしながら暮らせということにはならないと思うんですよ。ですから、今、町長は住民の方々にも十分説明して、どういう対策があるのかそのことを含めながら、あの仕事を続けていきたいというふうにおっしゃったと思うんですけれども、そういうことをきちっとやっていただかないと困ると思うんですけれども、いかがでしょうか。

●副委員長（室崎委員） 町長。

●町長（若狭町長） 昨今は、本当に異常気象であります。一般質問の第1回目で答弁いたしましたけれども、昨年の9月の台風18号、門静地区含めて大変な状況であったわけでありまして、また、今日では道内においても大変な被害、死亡事故まで出ているわけでありまして、やはり住民の安全確保というのが最も重要な行政課題に相なっております。そういう意味で、今、ご指摘がありましたとおり地域住民の安心安全を考えた行政をしていかなければならない。そのためにはホマカイ橋についての説明をしながら、地域住民等の声も聞きながら、ホマカイ橋についての施工等を含めた理解を求めながら、これからのあの新設できる道路も含めて、どうする気なのかいろいろと考えてまいりたいと思いますので、ご理解賜りたいと存じます。

●副委員長（室崎委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 もちろん、町長申し訳ありませんけど、工事を進められるということを私も認めないとは言ってませんから、ただ、あれ、今、まだ両側できていないわけですよね。それらも含めてどういうことをすれば今後どうなるのかということも含めて、コンサルタントと話し合いをしながらあの工事を進めるというふうに理解していいんですよね、住民の声を聞きながら、そういうことでよろしいんですか。

●副委員長（室崎委員） 町長。

- 町長（若狭町長） お答えをいたします。

やはり地域住民の安心が第一であり、さらにはまた行政から言いますと、多発する災害のいろいろ課題に対して真剣に取り組んでいかなければならないということであります。ですから、今回の補正予算におきましても、堆積物を撤去する、橋桁も含めて、そして流れをよくするというのを今回の補正予算をお願いをいたしておるわけでございまして、いろいろな方法が出てくるかと思えます。それを含めていろいろと協議を重ねてまいりたいということでありますので、ご理解賜りたいと思えます。

- 副委員長（室崎委員） よろしいですか。

休憩します。

委員長を交代いたします。

午後 4 時14分休憩

午後 4 時14分再開

- 委員長（谷口委員） 委員会を再開します。

6 番、堀委員。

- 堀委員 私のほうは、旧尾幌 1 号川整備事業についてお伺いします。

先ほど来いろいろと議論があったんですけども、整備事業自体がいつから始めて、何日間の作業を予定しているのか、補正の内容だけを見ると、車の借上料や原材料費だけ燃料費と賄われているんですけども、人件費等が賄われていない中では、いつから始め、何日間の作業を予定しているのかを、また、誰が従事するのか、実際にこの事業を行う人ですね、従事する人が誰なのかというのを教えていただきたいと思えます。

また、河川を工事する段階においては、漁業協同組合との協議というのも当然されていると思うんですけども、その協議というものがいつ済んでいるのかも教えていただきたいと思えます。そして、提出された新設ホマカイ橋の橋梁計画等についてというのを使わせてもらって悪いんですけども、この横断図を見ると結構な土砂の掘削というものが考えられるんですけども、ホマカイ橋の上下300メートルの土砂の搬出が考えられるんですけども、搬出量というのは大体どのくらいを予定していて、また、その土というのはどこに持っていくのかも教えていただきたいと思えます。

- 委員長（谷口委員） 暫時休憩します。

午後 4 時16分休憩

午後 4 時16分再開

- 委員長（谷口委員） 再開します。

建設課長。

- 建設課長（松見課長） 漁業協同組合さんのほうへ当町の職員がお邪魔しまして、8月22日にお話をさせていただきに漁協を訪問させていただいております。何とか9月いっぱいまでに終了していただきたいということも漁協さん側からもご希望としてあったところでございます。この土砂の排出量でございますけれども600立米程度を考えております。掘削延長は新ホマカイ橋から前後100メートル、計200メートルのうち重機が入り込める部分に限られますけれども、その中での600立米でございます。実際には前後合わせて200メートルになるんですけれども、掘りたいところなんですけれども、なかなか機械が入っていけない現状ではいけない部分がありますので、実際には約80メートル前後かなというふうに考えております。工事ですけれども、これは直営で行っていただきたいということで、実は先週から少し手をつけさせていただいております、この天気の状態もありますので、何とか工事期間は10日から2週間ぐらいというふうに考えておりまして、来週中には全て終わりたいなというふうに考えているところでございます。

搬送場所ですけれども、土砂は水分が含んでおりますので、しばらくその現場に配置して水分を取り除いた後、町内の白浜町、心和園の近くの土捨て場に搬入予定でございます。

- 委員長（谷口委員） 6番、堀委員。

- 堀委員 そうすると漁業協同組合との協議は8月22日に行って、9月末までにと言った中で、汚濁対策とかというような附帯要望というのはなかったんでしょうか、それについて確認したいと思います。

また、それと直営でと、今、答弁あったんですけれども河川管理において直営の作業員というのがいるんでしょうか。道路維持作業では、いるというふうに私は理解しているんですけれども、河川管理で作業員がいるというふうには私は理解してません。といったときには、だれが一体やるのかという河川管理の作業員というのがいたのかという話になると思うんですけれども、どうなのかというものを教えていただきたいと思います。

また、搬出先が心和園のほうだといった中では、やや安心したんですけれども、実は今回の総務産業常任委員会の所管事項調査の報告の中でも、光荣地区のほうの土捨て場については今後やはり考えるべきだという報告をさせていただいております。あちらのほうに投げるといったらばと思っていたんですけれども、今、そうじゃないということで安心したんですけれども、いずれにしても、土砂を捨てた後の飛散防止という部分の中では、十分に留意をしていただきたいと思いますと思うんですけれども、いかがでしょうか。

- 委員長（谷口委員） 建設課長。

- 建設課長（松見課長） 漁協さんからは護岸対策については、特に求められておりませんけれども、土のうだとか、オイルフェンスですね、細かな土ができるだけ流れ込まないように、そのようなお願いをされているところでございます。

なお、河川の土砂掘削でありますけれども、日常の道路維持作業を含めて川の掘削している厚岸町の建設課の維持管理係、道路作業員と同じでございますけれども、その作業員を充てる予定でございます。

●委員長（谷口委員） 6 番、堀委員。

●堀委員 ただ、道路維持作業をされている方、今回この仕事というのは新たに発生するものですよね。であれば当然年間として予定していた道路の維持作業という部分に当然支障が出るというふうに思うんですよ。本来であればこのように出て、直営でなおかつやろうとするのであれば、人件費分というものが当然あってしかるべきだと思うんですけども、何ですか道路維持作業のほうでは、作業員的には余裕があると、そういうふうに理解していいんでしょうか。余裕があるから、こちらに回しても通常の道路維持作業については支障が出ないというふうに考えていいんでしょうか。

●委員長（谷口委員） 建設課長。

●建設課長（松見課長） 確かに新たな仕事でございます。この管理維持係の作業でございますけれども、いろいろと飛び入りで直営作業を行わなければならない状況が頻繁に起きる状況でありますので、そういうような形では、優先順位をつけながらこの年間スケジュールの中での処理をさせていただくということで、ここずっとそういう形で来ておりますので、何とか頑張っていきたいなというふうに思っております。

●委員長（谷口委員） 6 番、堀委員。

●堀委員 ですから、道路維持作業のほうですね、そちらのほうの作業がおろそかにならないようにしていただきたい。本当にこのように雨とかも降った中では、側溝の清掃やそういった排水路の清掃とかも、毎雨が降るたびに、はっきり言って要望が来るような状況というのもあると思うんですよ。そういった中で、このように大きな仕事をもうなおかつしなければならぬといったときに、やはり人員の増というものを、やはり考えなければいけないなというふうに思うんですよ。今回はこれでやるということで、また道路維持作業のほうについても支障のないように頑張ってくださいということなので、いいんですけれども、やはりこのような突発的な仕事といった中でも、やはり必要なものなんですから、必要な要求というものをしっかりとすべきだというふうに思いますので、それがやはり適切な道路の維持管理にもつながると思いますので、何とか考えていただきたいなというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

●委員長（谷口委員） 建設課長。

●建設課長（松見課長） ありがとうございます。やはりいくら飛び入りで仕事が入ってくるとは言え、通常のスケジュールの中で組んでいる仕事がおろそかにならないよう、

一層効率的で適切なスケジュール管理に努めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたしたいと思います。

●委員長（谷口委員） 他にございませんか。

（な し）

●委員長（谷口委員） なければ進めてまいります。

5 項公園費、1 目公園管理費。

6 項住宅費、1 目建築総務費。

12番、室崎委員。

●室崎委員 10番議員の要求した資料の件なのでちょっと申しわけないんですが、委員長席に上がっていらっしゃるので私のほうで質問をさせていただきますので、お許してください。

資料をお配りいただいたので、この内容について簡単に結構ですから説明をしてください。公共建築物の耐震状況のです。

●委員長（谷口委員） 建設課長。

●建設課長（松見課長） 私ども、建設課のほうから、10番議員要求資料といたしまして、本定例会に主な公共建築物、これは昭和56年以前の建築物の耐震診断状況について、各課取りまとめを行った結果を、皆様方に資料提供をさせていただいたものでございます。

なお、資料の3ページをまずごらんいただきたいと思います。

資料の3ページの欄外に米印というのでしょうか、今回の主な建物というふうにとらえさせていただいた結果、いわゆる私ども職員、あるいは教員住宅といった住宅と医師住宅、それから公共施設で老朽化等で未使用になっている施設、あるいは収納庫であるとか、便所等、これはいずれも建物でありますけれども、まず前提としてそれらはまずは優先順位的にどうなのかなという思いでも、主な建物からまず省かせていただいたところでございます。

なお、それらを含めた全体の公共建築物でありますけれども、これは平成23年の調査であります、これらも年度を含めて公共建築物は、今回のお示しの番号では44ですから、44棟お示ししたんですが、平成23年現在では、公共建築物は330ございます。これはその以降新しい建物はありますけれども、これはすみません細かな集計しておりませんでしたので、平成23年時点ということで、そのうち昭和56年以前のは、これは耐震診断が必要だというふうに考えているものが136であります。そして、耐震診断が必要のない棟数、これが194であります。この昭和56年以前のもの136の中で、このいろいろ対象外としたものを除いたのが、この44棟でございます。資料1ページにお戻りいただきたいと思います。

まず、前段に1ページの1番から、これは35番までは教育委員会以外のものというふ

うに、ちょっと台帳整理上このように分たほうがいいかなと思ひまして、35までは教育委員会所管以外のもので、36から44が教育委員会所管というふうに考えてございます。

区分といいますのは、特殊建築物とその他の区分で2種類となっております。特殊建築物につきましては、これは法律が変わりまして努力義務ではなくて、義務規定にかわる部分というふうになってまいります。その他の部分については努力義務といいますか、そういう形に法整備が今はなっているところでございます。

建築名は大体この施設の名称を見ていただくとお分りになるかなという施設だというふうに思います。用途は、これはそれぞれの社会福祉施設だとか、集会施設だとか、住宅だとか、人が住むだとか利用するだとか、福祉的な施設とかというところをあらわしたものであります。階数は1階から4階、その階数を表しております。延べ床面積は建物の面積でありけれども、これはすいません、少数点以下は今回のお示しは切り捨てをさせていただきます。

それから、竣工年でございます。これが全て昭和56年以前のものという表示でございます。それから、診断実施状況という欄に、1番については平成24年に実施済みで、補強の必要性はなかったというあらわしております。No.2については、平成26年実施、現在実施中でございますので、まだ補強の必要性は未ということは、まだ不明ということでございます。

それから、5番の昭和56年建設の町営住宅梅香団地でありますけれども、これは昭和56年以前ですから、これも耐震診断義務が生まれているんですけれども、これ建設当時耐震化法で耐震の努力義務が課せられるということが分かっている、それを前提にもった設計が行われております。したがって、現在はそのことは認められており、新たな診断は必要ないというふうになっておりまして、補強の必要はなしとするものでございます。

それから、7番でございますけれども、これはその他でございますけれども、平成26年厚岸保育所、これ現在実施中でございます。間もなく診断状況が出てまいります。

それから、9番宮園保育所、これは平成25年実施済みであります。診断の必要性は要ということで、これは早急な対策を講じる考えを現在進めているところでございます。

それから18、釧路東部消防組合の本部でございますけれども、今年度現在実施中でございます。間もなく結果が出てまいります。

今度は2ページでございます。今度は教育委員会所管になります。特殊建築物については、いずれも改修済みというふうになっておりまして、補強の必要性については表示しておりませんけれども、ないということであります。

それから、太田中学校が耐震診断を平成18年に実施しております。補強の必要はございません。太田地区公民館、平成23年に実施して、一部要ということでもありますけれども、現在これにかかわる施設建設中でございます。

このような全部ではなく主な建物ということで、今回資料提供をさせていただいたところでございます。そのような内容でございます。

●委員長（谷口委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 分かりました、未というのは現在判定をしている最中だということですね。

それで、一つ引っかかるのが宮園保育所、これが判定をした結果、補強を要するということが出たわけですね。これについてはいつころまでに明確な、いつやるというものが出るのでしょうか。

●委員長（谷口委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（高橋課長） 現在、7番目の厚岸保育所が今やっている最中でございます。そして、それも含めまして宮園保育所につきましては、計画を立てたいというふうに考えております。

●委員長（谷口委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 ちょっと語尾が最後聞き取れなかったので、すいませんもう一度、厚岸保育所についての判定が出たところで、宮園保育所をいつやるかを決めるという言い方ですか。はい。それはあれですか、厚岸保育所がこれから判定しますよね。必要だと出るかもしれないし、要らないよと出るかもしれないんですね。どっちにしてもその結果を待つということですか。

●委員長（谷口委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（高橋課長） ちょっと言い方が適切ではなかったかと思います。厚岸保育所の部分は別にしまして、宮園保育所の部分につきましては近々にですね、内部のほうではある程度話はしておりますが、まだいろいろな部分でこの保育所1カ所ではないものですから、その辺も含めまして、今、内部で話をまとめているという段階でございます。

●委員長（谷口委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 そうすると来年度の当初予算にのってくるであろうというふうに考えておけばいいんですね。

●委員長（谷口委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（高橋課長） はい、最短であれば来年度の総合計画の中も含めまして、計画にのせて進めたいというふうに考えております。

●委員長（谷口委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 まあ、分かるでしょ。それ以上は言わせないでくれと、そういうことですな。分かりました。

ちょっと冗談は別にしまして、耐震診断で補強の必要性が出たからといって、そういう建物だからといって、その建物に私が手かけた途端にぐしゃっとつぶれるわけではないんですよ。それからちょっとした地震が来たからってつぶれるわけじゃないんですよ。基準に適合しないというだけのことですよね。ただ、ほかの施設もそれは言えるんですけども、保育所というのはやっぱり小さな子ども達の群れ集うところですよ。そうすると非常にこういう数字が出てきた場合には、やはり早急にやらなければならない優先順位は高いですよ。そういう意味でよろしく願いしますというところで、あとは以心伝心ということにしておきますから、よろしくお願いいたします。

それで、もう一つお聞きいたしますが、この診断実施状況の空欄になっているところがたくさんありますよね。そのうちの一つは、もう織り込み済みであったから、やるまでもなかったという説明もありましたが、そういうところもほかにはあるかもしれませんけれども、大体のところはこれからやっていかなければならないというのかな、やる事が望まれる施設ということになるかと思うんですが、こういうような耐震診断の今後の進め方、そういうものについてどういう計画なり方針なりを持っているのか、それを説明してください。

●委員長（谷口委員） 建設課長。

●建設課長（松見課長） あの、この耐震改修につきましては、厚岸町は耐震改修計画というものを定めさせていただいております。この考え方はこういった特殊建築物、あるいは一般住宅も含めて90%が達成目標とさせていただいているところでございます。

これまで住宅改修費補助金を創設し、PRをさせていただいているんですけれども、最初はなかなかPR不足だということで利用がなかったんですが、その後広報であったとか、チラシであるとか、そういういろいろと工夫をこらしたPRをさせていただいておりますが、残念ながらこの耐震改修補助金を利用する方はいらない状況でございます。

これは今後、原因はその補助金が少ないとか、全国的にそういった問題があるようでございますけれども、この補助金の、じゃ改正しようという考え方は実はまだそこまでは整理しておりませんが、私ども建設課で無料耐震診断をするということでも広報させていただいておりますけれども、これもごく4件ほどのこれまでの期間で利用しかないんですけれども、せめて耐震診断を進めていく方法として、さらに無料診断といったことももっと活発化させる必要があるなというふうに思っております。

なお、無料の耐震診断は町民のご希望に応じる内容でございますけれども、こういった公共施設の関係につきましては、まだどういうふうな進め方、あるいは優先順位等については今のところ建設課サイドではまとめ切れていない、あるいは各課からの情報を集約し切れてない状況でございます。耐震改修計画は平成20年度から平成27年度までとなっている関係がありますけれども、こういった見直し、あるいは方針ですね、そういった関係も含めて今後どのように進めるかについて、改めて検討をさせていただくことになってございます。

●委員長（谷口委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 今、民間の住宅でしょうけども、耐震あるいはその改修というものについては、進めていただきたいと、わずかではありますが、援助もいたしますという話でしたが、それを言うにはやはり公共建物については、どんどん耐震診断を町自身が進めてなければ言えないですね。私のほうはこれからどうするか決まっておられませんけれども、あなたのほうはやってくださいと言っても、これはなかなか前に進まないと思いますよ。そういう点で、この中から全部一遍にといったらもちろんできませんけれども、早いところその優先順位を決めるなりなんなりをして、こうしてみるとほとんど2階建て以上のところは終わっているんじゃないかと思うんですけども、それとやはり公共性というか、不特定多数人がどの程度常時入ってくるかというようなことが大きな指標になるでしょうけれども、そういうことを見て進めていただきたい。

それからもう一つは、学校校舎や、あるいは保育所で現在空き家になっているところが結構ありますよね。そういうようなところは今回使っていないところは、もちろんこれには出てないんですけども、そういうものを含めていろいろな福祉事業だとかが中心ででしょうけれども、そういうことをやっているところで、手狭のためにそういう施設が使えたらというような声もちらちら聞こえるんですが、こういうときにはやはり耐震診断をして使えるかどうかを決めなければならないんですね、空いているから即いいよという訳には、これいけないんでしょ、不特定多数人が出入りするとなれば。そういうあたりを含めて、やっぱり相談に乗ったときにはそういう部分では耐震診断をして、使えるかどうかという判定をしなければならんと思いますので、そういう点もまたこういう現在使われている公共建物とはまた別に、ある程度考えていただきたいなというふうに思うんですが、そのあたりを含めていかがでしょうか。

●委員長（谷口委員） 暫時休憩します。

午後 4 時46分休憩

午後 4 時48分再開

●委員長（谷口委員） 再開いたします。
建設課長。

●建設課長（松見課長） あの一、そうですね。この中には使っていない建物は省略してございますし、そういった意味では今後福祉的な建物の用途として期待もされているような施設、これを使う場合はやはり特定建築物として不特定多数の者が使うものにかわりございませんので、これ一定面積を超えたものについては、もともと特定建築物であるものについては診断を要すものというふうになります。また、この公共建築物の町民を進める上でも公共建築物はやはり先にやるべであるというご意見については、現在総合計画、行動計画も検討中でございますし、何とかそういう中で各課積極的な法の趣旨の

理解といいますか、そういったものを十分に研究をしていただきたいというふうに、建設課のほうからお願いをしてまいりたいというふうに思います。

●委員長（谷口委員） よろしいですか。

他に建築総務費、ございませんか。

（な し）

●委員長（谷口委員） なければ進めてまいります。

2 目住宅管理費。

8 番、竹田委員。

●竹田委員 宮園団地の消防設備のことではないんですが、一応町営住宅というふうになっているので、宮園この町営住宅についてお伺いしたいんですけれども、よろしいでしょうか。

宮園の公営住宅のところなんです、住んでいる方々から、例えばマットの剥離がしてる、それから手すりが必要な状態になってない、それから駐車場に水がたまって歩くこともできない等々、いろいろ言われて、そのたびに課に行って、そのたびに直してもらっているんですよね。対応も非常に早くてきちっとやっていただいているので、これも言った手前すぐやってくれるからいいんですけれども、どうも住んでいる人が言う前から動くというシステム、言われる前にちゃんと点検をしてするというシステムがどうもうまくいってないような気がするんです。結局住民が発見して、課に直接でもいいし、もうそれなりの人に頼んでやるのもいいんですけれども、それを気づいてすぐ言っているわけじゃなくて、気づいてからあるいは電話をして、それから工事するまでに待っている時間、それから気づいて我慢をして我慢をして言うタイミングの、その言うまでの知らせるまでの時間ってすごくあると思うんですよ。その時間の中で、例えば一月過ぎるときもあるし、二月過ぎるときもあるんですけれども、その間って、町営住宅を管理している側としてどういう点検をいつもしているのかなと。定期的なということがあると思うんですけれども、その定期的なその定期というのはどの程度の時間をおいて点検しているのかなというのを、ぜひ教えていただきたいと思います。

●委員長（谷口委員） 建設課長。

●建設課長（松見課長） 点検システムはまず定期点検として毎年 1 回は全部を見させていただいて、これは住宅の内部には入り込める点検とはなっておりませんが、外構、廊下とか壁とか、そういったものの点検はさせていただいております。また、逐次、私ども担当者は公営住宅の管理上、当然施設を訪れる機会も多いものですから、そういう中では日常的なパトロールではないんですけれども、行ったついでに見ていると、そういう状況で故障箇所の新たな発見をしているところでございますが、今、ご指摘があったように、やはり管理人であるだとか、住んでいる方からのご指摘が数多くあります。

当然中には言いたくても言えないで我慢している人もいるかなと思います。

先般、一般質問の中で、スロープ等の手すり、段差、改めてどうなのかということも確認してございます。宮園公住特にこれまでたくさんのそういう手直しというのでしょうか、修繕をやっている形跡があります。なお、現在それに加えて段差の広がりもひどくなったということで、この段差を解消すると歩道に傾斜がついてしまうということ。それからこれまでの管理不足ですね、車どめがとられていて、車が入って行って歩道の部分がぐにゃぐにゃになっているとか、非常に歩きづらい状況になっているのが散見されました。

そこで相当広範囲な修繕箇所があるというふうに実は私思っております。それを多分一遍にやる工事ですと、私が素人なりに考えても相当な私ども直営でできるようなものでないんでないかなというふうな部分も、実は思っているところもありまして、今現在少しずつ手がける準備をさせていただいているところでございますけれども、広範囲に及びますので、全て完了をするという見通しはないんですけれども、少しでも皆さんの意見を聞く耳を持って、訪れた際には聞くだとか、より観察力を強めるだとか、そんなことで維持管理をさせていただきたいなというふうに思います。

●委員長（谷口委員） 8番、竹田委員。

●竹田委員 特にですね、手すりもそうなんですけれども、一番住んでいる方の言う文句ですよ、文句が多いのは、バリアフリーだといって造っている建物の玄関の先にもうバリアができて、そこには車いすでも行けないぐらいの段差がついているんだと。どうしてこうなるんだと言うと、それはアスファルトの下に凍上抑制というウレタン系のものを敷かないで、砂利の上にいきなり敷いているんですよ。あそこの土地というのはもともと非常に悪い土地ですよ。建物は杭を打っているから下がらないんだけど、周りのものには杭打ってないから自由になっちゃうんですよ。建物はしっかりしているんだけど、周りが下がっちゃうということで段差がつきやすい状況になっている。

僕提案するんですけれども、階段のところの下がったらアスファルトを盛る、それからスペンサーをかませるということをやってますよね。でもそれは数年でだめなっちゃうんですよ。これ提案なんですけれども、凍上抑制というウレタンボードを敷いて、その上には砂利を盛ってアスファルトを敷くという、その段差ができないんですよ。要するにその部分がしべれないから、しべれないということは凍上しないということで、段差解消は部分的に盛ったり、スペンサーかましたりということは何回も何回もやるよりは、それをやったほうが長持ちするということを提案させてもらって、直すときにはそういうふうにしていただきたいなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

●委員長（谷口委員） 建設課長。

●建設課長（松見課長） そのような方向がよろしいということを私どもも確認しておりますので、それも含めて検討させていただいて、早期着工に向けて事務を進めたいというふうに思います。

- 委員長（谷口委員） よろしいですか。
他にございませんか。

（な し）

- 委員長（谷口委員） それでは、8款消防費、1項消防費、2目災害対策費。

（な し）

- 委員長（谷口委員） 9款教育費、1項教育総務費、6目スクールバス管理費。
9番、南谷委員。

- 南谷委員 スクールバスのスタッドレスタイヤの購入と伺いました、説明でね。そうすると25万9,000円なんですけれども、2台分なのかなというふうに理解をさせていただいて、自分のタイヤから計算すると。そうすると8本分だと1本当たり3万円ぐらいになるのかなという試算をさせていただいたんですけれども、それでいいのかどうか、まず確認をさせていただきたいのと、それから、スタッドレスタイヤということで今回の計上ですから、ことしの冬に間に合うんだらうと。そうするとこの場で計上というのは適切なんでしょうけど、間に合いますから。ただ、厚岸町には公用車というのがたくさんあると思うんですよね。で、ここにだけスタッドレスタイヤの購入が計上されている、ほかのものはどうなっているんだらうかなと。当然、全てスクールバスのスタッドレスタイヤだけ購入するのかなとこの辺の考え方、少なくともほかは総体の数字の中に今回補正で計上されているという認識なのか、はたまたスクールバスだけ今回計上なのか、なぜ当初予算でないのか、この辺についてご説明をお願いします。

- 委員長（谷口委員） 教育委員会管理課長。

- 教育委員会管理課長（高橋課長） このたびのスクールバス管理費で計上させていただいておりますスクールバス用のスタッドレスタイヤの購入でございますけれども、今回購入しようとしておりますタイヤは2台分でございます。それぞれ1台6本のタイヤを装着するスクールバスでございます。そのうち後輪のタイヤ4本それぞれ2台ということで、計8本の予算を要求をさせていただくという内容になってございます。

それから、予算の計上の部分ですけれども、当初予算の中でスクールバスの消耗品ということで、それぞれ計上をさせていただいておりますが、当初予算を積み上げますと大変な額になる部分もあります。スクールバスの管理費の消耗品の中で、当初やりくりをする予定で進めるわけではありますけれども、その中でやりくりできない部分を今回計上をさせていただいて、冬の利用生徒の送迎に備えたいというような内容になっているところでございます。

●委員長（谷口委員） 9番、南谷委員。

●南谷委員 原課のほうの数字というのは、今、説明聞いてわかったんですけども、私疑念に思ったのは、たまたまここだけスタッドレスタイヤの購入というのは、去年終わった段階で今年ということやってきたけれども、財源的な厳しさもあって。しからば、委員長に質問あって悪いんですけども、ほかに公用車の関係で今回どのような格好になっているのか、同じようなスタイルになっているのでしょうか、実際のところいかがでしょうか。委員長、細かい何ぼだとかどうのこうのというのを、ゼロなのか、ゼロならゼロでいいんです。その数字に私こだわっているわけではないから、あるのかないのか言ってくれば。

（「この中にまぶされているかということですか」の声あり）

●南谷委員 そうそう、そうそう、このね、今回ここだけで上がっている、僕の見ただけではこれしかないから、見えないから、ほかのやつはどうなっているんですか、しないんですかと、何ぼだとか、どうのこうのと聞いているわけではないからね。

●委員長（谷口委員） 暫時休憩します。

午後 5 時01分休憩

午後 5 時01分再開

●委員長（谷口委員） 再開します。
建設課長。

●建設課長（松見課長） 公用車のほうは、通常職員の方々が外勤や出張で使うのは、実は公用車管理という科目になります。その中で見ますと、今年度は特に消耗品としてスタッドレスタイヤの購入は当初予算では見込んでおりません。同じ公用車でありますけれども、今度は土木車輛ですね、この車両管理費というほうでございますけれども、これは10トンのダンプトラックの関係では、スタッドレスタイヤの購入予算を見込ませていただいております。

●委員長（谷口委員） 9番、南谷委員。

●南谷委員 やはりですね、少なくともスクールバス、常日頃言っているわけでございますから、片一方で整合性がないのではないですか。やっぱり外すときに来年は要るな、だめだなと、危険だなと判断した時点で当初予算というものは計上をされるわけですよ。お金のことも大事なんで、9月に補正すれば間に合うよと、その辺の考え方については僕ね違和感を感じたんですよ。少なくとも子どもを乗せる、6番委員さんも以前に申しておられました。子どものことに対して常々言っていることと財源的な問題があって、やっぱり町としては、そういうものも含めて、でもやっぱり姿勢として、片一方は

当初予算で見て、片一方は見れないよと、財源厳しいからと、そういうものでしょうか、その辺の見解というものを伺いたいんですが、いかがですか。

●委員長（谷口委員） 税財政課長。

●税財政課長（小島課長） 予算に当たっての考え方ということで私から答弁させていただきます。

当初予算の担当課の見積もりの時期では、11月の末あたりが締め切りになります。そうすると、当該年度の冬ですね、スタッドレスタイヤを履く期間というのはまだシーズンの残っているということで、担当課としてはこれ一冬越して次年度スタッドレスタイヤを新しいものに更新すべきかどうかという微妙なタイヤがあるということで、明らかにもうこれ一冬で次期は交換しなければならないというときは当初予算で上がってまいります。ただ、もう2年、2シーズン乗れるかもわからないという微妙な判断のときは、当初予算で上がってこない場合もあります。ただ冬を越して3月なり4月ですね交換するのは、4月あるいは遅くなると5月に入りますけれども、そのあたりで交換したときに確認して、これはもう次のシーズン乗れないという場合には補正対応ということになりますので、いずれにいたしましても、公用車の運行については安全というのは第一でございますから、そういったことを随時判断しながら、予算計上をして更新に対応してまいたいという考えでございますので、その辺はご理解いただきたいというふうに思います。

●委員長（谷口委員） 9番、南谷委員。

●南谷委員 答弁のとおりだと私も理解するんです。ですけれども、やはりある程度長年自分の車に乗っている距離数とかそういうものから判断すれば。ただ、今、教育委員会での答弁で違うんですよね、当初分かったたというんですよ。やはりそうすると当初予算に計上したけれども、総体予算の中でカットしたよ、こういうことを言っているわけだから、その辺の一貫性というものはきちと教育委員会だけでなく、そういうものというものはある程度。今、税財課長が言われるように、使っている中で出てくるものは当然あると思いますよ、それはそのとおりだと思います。でも、ある程度分かるものについてはスクールバスについてカットという話であれば、私は問題あるのではないのかなと、いかがですか。

●委員長（谷口委員） 教育委員会管理課長。

●教育委員会管理課長（高橋課長） 私、最初に答弁申し上げましたのは、総体的なスクールバスの消耗品の中で、さまざまなケースがございます。もちろん全て大事な予算でありますので、全て本当はつければいいんですけれども、その中でどこまで必要なのか、またどこまでだったら我慢できるのかと、そういう部分もあって、最終的に当初予算が算定されるわけでありまして、その中で今回必要スクールバスのタイヤを計上させて

いただいたというような趣旨で申し上げたというふうに考えますので、ご理解いただきたいと思います。

●委員長（谷口委員） よろしいですか。

6 番、堀委員。

●堀委員 大変申し訳ありません、いじめ対策についてお聞きしたいんですけども、関連する目がないので、教育総務費ということで質問させていただきたいと思うんですけども、北海道いじめの防止等に関する条例、これに基づきまして北海道いじめ防止基本方針を作成したというふうに北海道並びに北海道教育委員会のほうで言ってるんですけども、概略で結構ですので、この基本方針というものがどのようなものなのか説明していただきたいと思うんですけども。

●委員長（谷口委員） 教育委員会管理課長。

●教育委員会管理課長（高橋課長） お尋ねのありました、北海道のいじめ防止基本方針の部分ですけども、概略ということで私のほうからお答え申し上げたいと思います。

北海道いじめ防止基本方針の説明の前に、この根拠的な部分がそもそもありまして、国のいじめ防止対策推進法というものが昨年公布、施行されております。それに基づいて北海道が、今年 4 月 1 日に北海道いじめ防止等に関する条例を施行されております。

その中で、北海道いじめ防止基本方針というものを策定するということになっているんですが、その法的な部分のいじめ防止基本方針という部分が法律の 11 条から 13 条までそれぞれ責務として規定されているところです。国、地方自治体、それから学校、それぞれがいじめ防止基本方針を定めると。地方自治体については努力義務規定という押さえになっておりますけれども、それに基づいて北海道が今般いじめ防止基本方針を定めたという部分になっております。

内容的な部分で概括的に申し上げますと、まず、いじめの防止のための対策の基本的な方向性に関する事項、それからいじめの防止等のための対策の内容に関する事項、それからその他いじめ防止等のための対策に関する重要事項というような方針基本事項があるというふうに認識しているところでございます。

北海道の先般 8 月の 6 日の北海道教育委員会の会議で決定をされた北海道いじめ防止基本方針でございますけれども、大ざっぱに申し上げて基本理念から始まりまして、いじめに対する理解、それからいじめの要因、それから学校や教職員のすべきこと、保護者がすべきこと、それから市町村の取り組みというような部分。それから学校基本方針、学校は学校ごとに、そのいじめ防止基本方針を定めるとというような部分が規定されているというような部分が大まかなところでございます。

●委員長（谷口委員） 6 番、堀委員。

●堀委員 ありがとうございます。

そこで、この基本方針の中には、今、説明がありましたけれども、当然学校、教育委員会、あと相談機関というふうに言われているんですけども、いじめに次のように対応しますというふうになっているわけなんですよね。そこには学校ではいじめが起きないよう学校独自の方針をつくって取り組みを進めますというのと、あともう一つは学校ではいじめを未然防止、早期発見の対処のために組織をつくって取り組みを進めますというふうになっているんですけども、当然そうすると、この基本方針ができた段階では、既にもう各学校のほうではこれら方針と組織というものができ上がっているのかなというふうには思うんですけども、これについては今回この予算にも計上されているわけでもないんですし、次期定例会のときに、各学校の方針というものがどういうふうになっているのか、また、組織というものがどのように組織されているのか、これをきちんと報告していただきたいと思うんですけども、よろしいでしょうか。

●委員長（谷口委員） 教育委員会管理課長。

●教育委員会管理課長（高橋課長） お尋ねのありました学校ごとのいじめ防止基本方針、その中に規定されるいじめ防止に関する組織機構というようなものは、各学校において今年の春から定められておりまして、各学校とも今、その学校いじめ基本方針というのが進められているところでございます。学校ごとの方針はそれぞれ法律を参酌して定めておりますけれども、学校ごとの方針についてはお示しさせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

●委員長（谷口委員） よろしいですか。
他にございませんか。

（な し）

●委員長（谷口委員） なければ進めてまいります。
5 項社会教育費、1 目社会教育総務費。
11 款公債費、1 項公債費、1 目元金。

（な し）

●委員長（谷口委員） 12 款給与費、1 項、1 目給与費。
ございませんか。

（な し）

●委員長（谷口委員） 以上で、歳出を終わります。
次に、1 ページにお戻りください。
第 2 条の債務負担行為の補正。

(な し)

- 委員長（谷口委員） 4 ページ、第 2 表のとおりであります。ございませんか。

(な し)

- 委員長（谷口委員） なければ、1 ページにお戻りください。

第 3 条の地方債の補正。

地方債については、5 ページの第 3 表と 6 ページの地方債に関する調書補正となります。ございませんか。

(な し)

- 委員長（谷口委員） 総体的にございませんか。

(な し)

- 委員長（谷口委員） なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 委員長（谷口委員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

- 委員長（谷口委員） 休憩します。

午後 5 時15分休憩

午後 5 時16分再開

- 委員長（谷口委員） 再開いたします。

次に、議案第59号 平成26年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算を議題といたします。

第 1 条の歳入歳出予算の補正、3 ページ、事項別明細書をお開き願います。

4 ページの歳入から進めます。

歳入、ございませんか。

(な し)

- 委員長（谷口委員） なければ、歳入を終わり歳出に入ります。
6 ページ、歳出。
ございませんか。

(な し)

- 委員長（谷口委員） 以上で歳出を終わります。
総体的にございませんか。

(な し)

- 委員長（谷口委員） なければ、以上で質疑を終わります。
お諮りいたします。
本案は、討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 委員長（谷口委員） 異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。
- 委員長（谷口委員） 次に、議案第60号 平成26年度厚岸町簡易水道事業特別会計補正予算を議題といたします。
第1条の歳入歳出予算の補正、3 ページ、事項別明細書をお開き願います。
4 ページの歳入、ございませんか。

(な し)

- 委員長（谷口委員） 次に、6 ページの歳出。
ございませんか。

(な し)

- 委員長（谷口委員） 以上で、歳出を終わります。
総体的にございませんか。

(な し)

- 委員長（谷口委員） なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 委員長（谷口委員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

- 委員長（谷口委員） 次に、議案第61号 平成26年度厚岸町介護保険特別会計補正予算を議題といたします。

第1条の歳入歳出予算の補正、3ページ、事項別明細書をお開き願います。

4ページの歳入。ございませんか。

(な し)

- 委員長（谷口委員） 次に、6ページの歳出。

ございませんか。

12番、室崎委員。

- 室崎委員 8ページですね、施設サービス事業費ですか、ここで職員人件費、職員手当、超過勤務手当、夜間勤務手当と出てくる、これが昨日、一昨日来いろいろと議論をしていた賃金未払いといいますか、そういう議案の分だろうというふうに思いますが、ということで質問を続けます。

先ほど、一般会計のところちょっと論点整理といいますか、その前に行った議論でちょっと答弁が何かはっきりしなかったところを問いただきました。その結果、時効に関する町の考え方が明確になったと思います。それはまず時効に関しては一般法としては、民法の166条1項で規定されているだけけれども、特別法が適用されるんで短期消滅時効になると。それで、これは非常に特殊な規定がありまして、援用という意思表示をしなくてもいいと、しなくても消滅時効の効果を主張することができる。それで、その期間は2年間であると。それでその消滅時効はいつから進行するかというと、それぞれの債権の支払日からであると。余談ながら基本法である民法の中では、請求ができるときからというふうになっているんだが、それは法律的にはその支払い期日から請求ができるというときだから、そのときから2年間で消滅時効にかかりますというのが町の主張であるということですね。だから40年の4月1日が支払日であるものは42年の3月31日で消滅時効にかかりますよと、こういう話だったというふうに理解しましたが、事、消滅時効に関しては町の法論理はそういうものであるというふうに理解してよろしゅうございますか。

- 委員長（谷口委員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） 今、委員おっしゃられたとおりで理解していただければというふうに思います。

●委員長（谷口委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 それはそれで一つの法的な論理であるというふうに思います。法廷だというと、今度反対側の方は、それを崩すような話をするんでしょうけれども、私はそんな専門家でもなければ、ここは法廷でもないので、町の考えをお聞きしたということでそれはわかりました。

それで、もう一つお聞きいたしますが、さて、その消滅時効の成立した債権はどういうことになりますか。消滅というからなくなってしまうの。

●委員長（谷口委員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） なくなるものと理解しておりますが、要はその給与を請求する請求する権利がなくなるというふうに理解しております。

●委員長（谷口委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 あの一、よく間違える人がいるんですけどね、消滅時効が成立すると債権債務関係がなくなってしまう、あるいは不存在になるものではないんですよね。債権の性質が変わるだけなんですよ。これ講学上は、自然債務と言われるものですよ。自然債務というのはどういうのかというと、3つの特徴を持っています。普通の債権と性質が違うんですよ。一つは遡及、裁判所に訴えても裁判所はそれを応援してくれなくなります。要するに裁判上の請求ができなくなる、これが一つ。それからもう一つは強制執行ができなくなる。強制執行は判決でやらなくても方法がありますからね、それができなくなる。それともう一つは、債権者が債務者にそれを支払った場合、もし債権債務関係がそこになれば、要するに債務のない者を債務者が債権者に支払うと、不当利得返還請求というのが可能になります。故のない金銭の授与があったということになりますから、この場合は金銭に限って言いますとね。でも、この場合には不当利得返還請求できません。要するに、法律的に主張して勝訴判決をとって、強制執行する力はなくなっているけれども、債権債務関係は厳然として残っているんです。それが自然債務というものです。もちろん学者によっては自然債務という一般的類型をつくることに反対している人もいますけれども、個々具体的な問題に関しては同じようなことを言いますので、今、私も自然債務という言葉を使わせてもらいますが、そういう状態です。

何を言いたいかといいますと、2年間の短期消滅時効を適用して、その2年より前の人は裁判上の請求をしても、私のほうは応じませんよという法論理を振りかざして、それでもって債務の支払いを免れるという対応をするんだということについては、これは法律的には一つの論理でありますので、そのことには何も言いません。ただし、それをもってもう厚岸町には債務は存在しないのだと思われては困る。

昨日も、平成1桁ですね、それから約10年間私は心和園で勤めておりました。嘱託なのか臨時なのか何か知りませんが、という相当に興奮なさった方からの電話もらいました。ただお名前を聞いても言わなかったのも、私はそれなりの対応しかできませんでしたけれどね。私の給料も一部未払いのまんま闇に葬られるんですねと、あんた議員でそれ認めるんですかというふうな言い方をされたので、私はちょっと困ったんですけどもね。どうも2年間で金銭支払い義務、法的な、それは厚岸町はないというふうにしますというのは、それはそれで一つの論理だからわかるんですよ。だけど、その前に本来払ってもらいたかったんだけど、その時効とやらでもって、結局自分はもらえないという人が何人いて、その額が幾らなのかということの調査一つしない。そういうことで、これそういう思いを抱いている人たちに対して、誠実な対応と言えるでしょうか。

それから、町長は行政報告のときにも、それからその後の審議のときにも大変申し訳なかったということを何回も繰り返しています。それは分かります。ただ、そういう対応をしていて町民に伝わりますか。少なくとも私が耳にしている範囲では全然伝わってませんよ。言われました昨日、バルコニーの上から集まってきた人たちに、「よう、すまなかったなって」言うようなものでしょうと、こういう言い方されましたよ。私は反論できませんでした。お名前を言わないで、わあわあ言われても、丁寧に応対はできないですよ。だからただ聞くことだけにしておいたんですけどもね、ただ、この方が語り話をしてるんなら別でしょうけれども、もし本当であるとすれば、なるほどなという気はするんです。こういうものに対して、何というのかな、金銭支払いだけが全てだと私言いません、違う方法もあるかもしれません。それで、町としての誠意を示す、それはどのようにお考えですか。私はミスはミスとして、やはり分かるかぎり実態を明らかにして、町民に説明をするということが、こういう場合にいわゆる危機管理対策として非常に大事だと思うんですが、いかがでしょうか。

●委員長（谷口委員） 町長。

●町長（若狭町長） 私からお答えをさせていただきたいと思います。

今、ある時効の援用の件でございますが、民法上はそういうことも考えられます。しかし今回は労働基準法でございますが、我々が通常行政運営をする場合に適用する地方自治法というものがあります。そこには完成後の利益の放棄が認められないと。ちょっと解釈の仕方でありまして、ちょっと読ませていただきたいと思います。民法におきましては、民法の第145条ですが、時効は当事者がこれを援用するに非されば、裁判所これによりて裁判を成すことを得ずという条文になっておりますので、これは民法です。それで、時効の利益の本法というのは地方自治法は、時効の放棄を禁じており、時効の援用を必要とする理由を失うため、普通地方公共団体の金銭債権及び地方公共団体に対する金銭債権の消滅時効については、その援用を要しないこととされたという記述があるわけでございますので、この点もひとつこちらの一つの参考としての法解釈でありますので、ご理解をいただければと思います。

●委員長（谷口委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 あんまり長くやりたくないんで、法治論争したくなかったんですけども、町長のほうから挑まれたんで、ちょっと言わざるを得ない。

昨日かおとといか、資料を出してくださいましたよね。そのときに労基法の115条のほかに労働関係の法律と一緒に税法の資料も出してくださいましたよね。それで両方が同じことを書いているんですよ。それで、今の町長の解釈をすると、要するに地方公共団体は時効の利益についての放棄できないんですよ、その解釈だと。そうすると、時効を完成したときに、その時効を完成しているものについて、自然債務として支払いすることは許されないということになるわけですね、今の話ですと、利益の放棄ができないんだから。そうすると、厚岸町が今までやってきた還付金なんかについては、これ違反行為やっているということになりますよ。労働事件だけに限ったそれ条文じゃないですから。地方公共団体の時効にかかわる金銭債権に関する時効ですから、同じ規定が両方にありますからね。それで、町がやってきたことと矛盾してしまうんじゃないか、その考え方は。私それには触れなかったんですけども、今まで。

●委員長（谷口委員） 町長。

●町長（若狭町長） 今、私お答えしたのは今回ご質問を受けている心和園、そしてまたデイサービスにおける給与未払いの関係の労働時間、それから休暇、休日、それから年次休暇等の問題についてお話をした訳でありますので、この点はひとつご承知いただければと思っています。

●委員長（谷口委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 これは、私どもに資料としてお配りいただいた文書です。地方自治法236条と地方税法というのが書いてますね。今、町長の言った利益を放置することができないというものは、地方税法にも書かれているんですよ。それから、これは地方自治法の金銭債権の消滅、そののところにも同じ文面が見えるんです。これには私、今まで触れなかったんですよ。それで町長のほうから触れました。それでお聞きします、そうすると、この文言に当たって、今まで厚岸町がやってきたことはどうなるんですか。

●委員長（谷口委員） 副町長。

●副町長（大沼副町長） 昨日の行政報告で両方の取り扱いの考え方を申し上げました。その考え方で我々は進めていきたいというふうに考えていますし、それから町税にかかわる還付金の支払要綱、これは当時さまざまな事件事案があったときに設定されて、議会議員の皆様のほうにもお示しをしたというふうに考えておりますけれども、この場合の還付金というのは地方自治法232条の2の規定に基づく寄附金として支出するという要綱を定めておりまして、その考え方に基づいて支出をさせていただいたということが、これまでの事案として実際にございます。

このたびのこの給与の請求権に関しましては、先ほど委員さんのほうから整理をしていただいておりますけれども、この請求権というものが2年を経過したときに請求権がこの時効によって消滅しますよということでもありますので、これまでの2年間にしましては、給与の未払い分ということでお支払いをさせていただくと。それ以前のものに関しましては、もう既に請求権が消滅しているというふうに判断をさせていただいて、この2年間に限って、今、上程をさせていただいている補正額、これをもって対応をさせていただきたいと、そのように考えております。

なお、行政報告の中でもご指摘がありましたけれども、可能な限りこれまでのいきさつ等々につきましては、町民の皆様にも町の広報を使って、できれば来月号でも、こういう状況のいきさつ、それから町の考え方というものをお示しをさせていただきたいと、そのように考えておりますのでご理解をいただきたいと思います。

●委員長（谷口委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 還付金のかかるときは寄附になるとか何とかおっしゃってただけけれども、今、どういうことですか、そのところをきちっと説明してください。

●委員長（谷口委員） 副町長。

●副町長（大沼副町長） 再度同じ答弁になるかもしれませんが、自治法の232条の2にはこのように規定されております。普通地方公共団体はその公益上必要がある場合においては、寄附または補助をすることができるという規定がございますので、この還付金にかかわる支出の根拠をこの地方自治法の第232条の2、この規定を根拠として寄附金として返還金を支給をさせていただいているという考え方でございました。これまでの取り扱いはですね、町税にかかわる還付金の取り扱いは、そのようにさせていただいたと。

●委員長（谷口委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 還付金のいわゆる時効にかかった相手方の請求に応じるということになれば、金銭債権の消滅時効第236条、あるいは税法でいうところの地方税の消滅時効第18条に引っかかってしまうから、できない。それで別立てにして、これはそれとは関係なく同額を個人に対して寄附したんですという、非常に上手なといいますか、なかなか専門家、ご役人でなければ考えることのできないような法論議を使って、それでも町民に対して結局のところは消滅時効というものを主張しないで、お支払いしたと同じ効果を出したわけですね。町民の利益のための脱法であるから、許されるんだと、そういうことでしょ。で、そこまでのことをして、そして消滅時効にかかっているけれども、これはちゃんと還付しますよという手厚い私は非常にいいことだと思うんですが、それを行いました。だって、それは厚岸町側がミスしたことによって払うべきものが払ってなかったんだから、だからそうしましょうということをやったわけですね。その論理はそういうこ

とで解釈してよろしいわけですね。

●委員長（谷口委員） 副町長。

●副町長（大沼副町長） 法に定めてあります時効を超えて、これはきのうも担当課長から説明させていただいておりますけれども、それをきちっと証明できるものがあって、そういう場合に先ほど説明申し上げた考え方で進めてきたということでございます。

●委員長（谷口委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 確認なんです、それで分かりました。

これも確認です。で、今回の場合は雇用関係で町とそこに雇われてた人間の話だから一般町民とは関係が違うんだと。だから、そういう町税の還付金のときに行ったような、いわば法論理的には法を曲げてでも、その手当てをちゃんとしましようというふうなことは一切いたしません。それで、2年間の短期消滅時効があるんだから、それでもって切ってしまいます。しかも、その後についていろいろな調査や、あるいは本人が何かを持っているんならば、そういうことで証明できるかもしれないし、町にどの程度書類が残っているかも知らんけれども、それで実態を明らかにするところまではしてはどうかというような意見に対しても顧みませんと。2年間の関係だけで、あとは知ったこっちゃありませんということにしてしまいますと。それはなぜかと言うと、町税の還付金は一般町民との話だけれども、これについては雇われていた人なんだから、そんな考慮をする必要はないと、それが今回の厚岸町の論理ですね。そういうことでよろしいんですね。

●委員長（谷口委員） 町長。

●町長（若狭町長） 今回の事件につきましては、先ほど冒頭にも室崎委員から、これこれこうこうですねという法的な根拠の説明がありました。それで担当課長からそのとおりですということでございまして、前も私がいろいろお話しいたしましたけれども、法的な問題につきましては、お互いに理解できたと思いますが、ただ、その後の2年前の話なんです、きのうの堀委員からも質問がありました。私といたしましては、どうしてこういう問題が起きたのか、町長として大変、知るべきことをこれからは知らないといけないと。しかしながら、作業上においては膨大な作業になってしまうと。しかしながら、私としてはできる範囲でいろいろと調べたいと。また、昨日も室崎委員にはお話ししましたが、そういう点を考えてますので、この点についてはよろしくご理解給わりたいと思いますと同時に、先ほど副町長もお話ししましたが、もう既に私から話しています。もう町広報で町民に説明責任を果たそうと、さらにはまた、機会あるごとに町民にお話ししようということを、いろいろと今後の課題については対応したいと、そのように考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

●委員長（谷口委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 あの、討論会じゃないんで、余り私の考えを強く押しつけるようなことは言いたくないんだけど、ちょっと説明をすると、今までの事実関係を明かしたところ、これは説明しますよというふうに、今、おっしゃいました。全くそのとおりで、それはぜひやっていただきたいと思います。と同時に、できれば先ほど、先般堀委員がおっしゃっていたような第三者調査委員会が一番いいんですけども、やっぱりこの2年間の請求権があるところはきちんとなるけれども、あとは何がなんだかわからないというようなふうに受け取られることは非常によろしくないと思うんです。だから、全体像をできる限り明らかにする、そういう調査をやはりきちんとしてやらなければ、そして、そこで明らかになった人に対しては、このどういう形の町の誠意をあらわすかは、それはいろいろな形があると思うので、私も、今、ちょっとここで具体的なことは思い浮かびませんが、やはりきちんとした対応をとって町の意味というものを分ってもらうようにする必要があると思いますので、その点は、今、ああせいこうせいではなくて、努力をしていただきたいと、そのように思いますが、いかがでしょうか。

●委員長（谷口委員） 町長。

●町長（若狭町長） 2年前の課題につきましては、今、ご指摘のとおり、町民も関心を持っておる事柄であろうと、そのように思います。私といたしましてはできるだけ、できるだけというのはいろいろな意味があります。やはりいろいろな我々業務もありますので、そういう中で最善を尽くして、いろいろと原因等も含めてですね、いろいろとこれから調べなければならぬし、私自体も行政の責任者として、どうしてこうなったんだろうかということも知りたい訳でありますので、この点につきましては、今の室崎委員のご指摘に100%応えられるかどうか分かりませんが、しかしながら努力をしながら、いろいろと対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

●室崎委員 はい、結構です。

●委員長（谷口委員） 他にございませか。

（な し）

●委員長（谷口委員） なければ、歳出を終わります。

以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 委員長（谷口委員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

- 委員長（谷口委員） 次に、議案第62号 平成26年度厚岸町後期高齢者医療特別会計補正予算を議題といたします。

第1条の歳入歳出予算の補正、3ページ、事項別明細書をお開き願います。

4ページの歳入、ございませんか。

（な し）

- 委員長（谷口委員） 以上で、歳入を終わります。

次に、6ページの歳出、ございませんか。

（な し）

- 委員長（谷口委員） なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 委員長（谷口委員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

- 委員長（谷口委員） 次に、議案第63号 平成26年度厚岸町介護老人保健施設事業特別会計補正予算を議題といたします。

第1条の歳入歳出予算の補正、3ページ、事項別明細書をお開き願います。

4ページの歳入、ございませんか。

（な し）

- 委員長（谷口委員） 次に、6ページの歳出、ございませんか。

（な し）

- 委員長（谷口委員） なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●委員長（谷口委員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、平成26年度各会計補正予算審査特別委員会に付されました補正予算6件の審査は、終了いたしました。

よって、平成26年度各会計補正予算審査特別委員会を閉会いたします。

午後5時51分閉会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成26年9月12日

平成26年度各会計補正予算審査特別委員会

委員長